

# 上尾市立保育所保育実施要領

(第6次改訂版)

令和2年4月

上尾市子ども未来部

保育課

## 改訂履歴

版数	発行日	改訂履歴
第 1 版	平成 19 年 3 月	初版発行
第 1.1 版	平成 21 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保育所保育指針の改正に伴う変更のため</li><li>・ 事故防止の取組みに関し事故防止行動計画進行管理表における項目について、保育評価審査会により終結された項目の反映のため</li></ul>
第 1.2 版	平成 24 年 3 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 事故防止行動計画進行管理表における項目がすべて終結し、その内容の反映のため。</li></ul>
第 1.3 版	平成 26 年 8 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 組織改正のため</li><li>・ 第三者評価を再度実施したため</li><li>・ 上尾市保育審議会を廃止し、上尾市子ども・子育て会議を組織したため</li></ul>
第 1.4 版	平成 27 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 子ども・子育て支援新制度に伴う内容の反映のため</li><li>・ 食物アレルギー対応マニュアルを作成し、その内容の反映のため</li></ul>
第 1.5 版	平成 30 年 9 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 保育所保育指針の改正(平成 29 年 3 月改正平成 30 年 4 月適用)に伴う変更のため</li><li>・ 上尾市子ども・子育て支援事業計画に伴う変更・削除のため</li></ul>
第 1.6 版	令和 2 年 4 月	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 副所長の主任保育士への職名変更に伴う修正・変更のため</li><li>・ 組織改正のため</li></ul>

## はじめに

上尾市は平成 17 年 8 月 10 日に市立上尾保育所において 4 歳の児童が保育中に亡くなるという、極めて痛ましい事故を惹き起こした。

事故後、市は上尾市立上尾保育所事故調査委員会（以下、「調査委員会」という。）に事故原因の究明と上尾保育所の保育及び管理体制と事故との関係などの調査を依頼した。調査委員会は事故の原因を究明するとともに、上尾保育所保護者及び同所職員からの聞き取り調査などを実施し、市に対して再発防止に向けた提言を行った。この提言は①保育理念・方針の共有化、②保育の計画と評価のあり方の見直し、③保育の環境整備、④一人ひとりの子どもの動静把握の方法の検討、⑤職員間の情報交換の強化、⑥危機管理体制の整備、⑦保護者との連携、⑧職員の資質向上、⑨市の児童福祉課（現：保育課）の指導・監督など 9 項目であった。調査委員会は事故調査報告書のなかで、「上尾保育所の保育の取り組みや実態が続けば、どこの保育所でも本件事故と似たような事故が発生しても不思議ではない」、「1 時間にわたって子どもの動静を確認していない」、「突発的な保育をそれぞれの担任の判断で以前から実施していた」などの指摘を行っている。

保育所職員及び市の関係者は調査委員会の提言、指摘のすべてを真摯に受け止めるとともに、尊い生命を奪われた被害児童の家族の悲しみ、怒りを重く受け止め、二度とこのような悲しい事故を起こさない事を心に誓い、今後の保育にあたらなければならない。

そこで、保育の改善に向けて、これまで各市立保育所で行ってきた保育実践について、点検、評価、反省を基に「上尾市立保育所保育実施要領」（以下、「実施要領」という。）をここに定めることとした。この実施要領は、保護者とともに子どもの最善の利益を守り、健やかな成長発達を保障することを目的とし、保育の基礎となる考え方を示した要領である。本実施要領は、保育の実践を通して検証され、さらに良いものへと見直し、内容の充実を図るものである。

## 改訂序文

平成 24 年 3 月 第 2 次改訂

「上尾市立保育所保育実施要領」は、平成 19 年 3 月に作成して以来、市立保育所だけでなく、市内の私立保育園や家庭保育室等で保育に携わる方々のマニュアルとしてご活用いただいております。

本実施要領作成後、市は、上尾市立保育所における事故防止のための推進体制の整備に関する要綱を制定し保育所の運営を行ってきました。

上尾市保育所事故防止委員会報告書における「上尾市保育所事故防止行動計画の進行管理体制」の項目中、「(仮) 保育・安全委員会」の設置は保育所長を構成員とする「保育所運営委員会」となりその下に①進行管理部会②運営部会③研修部会を設けております。

また、この運営委員会と並行して「保育所安全委員会」を設置し、保育所の安全体制の推進と検討がなされ、運営部会との連携により保育所での保育の推進と見直しを併せて行う体制が確立されております。(下図の推進体制参照)

そして、これらの取り組みを保育評価審査会に報告してきました。

平成 20 年度においては第 1 次改訂として、平成 21 年 4 月から実施される改正保育所保育指針(厚生省告示第 141 号)により「保育所保育指針検討会」を設け、種々の保育計画等への反映や見直しを行いました。また、その修正事項に加え、19 年度および 20 年度の保育評価審査会で承認された「事故防止行動計画進行管理表」の終結事項の内容を盛り込み、要領の一部を改正しました。

今回実施した「上尾市立保育所保育実施要領」の第 2 次改訂は、保育評価審査会において事故防止行動計画進行管理表の全ての項目の終結が承認されたことを受け、保育実施要領に盛り込んで一部を修正し、要領の実施を進めることから行ったものです。

# 目 次

## 改訂序文

1	保育所の役割・使命	1
2	保育所保育の原理	
(1)	保育の目標	1
(2)	保育の方法	2
(3)	保育の環境	2
(4)	保育所の社会的責任	3
3	上尾市立保育所の保育について	
(1)	上尾市立保育所の理念	3
(2)	上尾市立保育所の基本方針	3
(3)	上尾市立保育所の保育目標	4
4	保育内容の設定について	
(1)	基本的な生活習慣を身につけること	5
(2)	素足・薄着	6
(3)	散歩	6
(4)	水・砂・泥	6
(5)	仲間づくり	7
(6)	行事	7
(7)	リズム・歌	7
(8)	絵本・紙芝居	7
(9)	描く・つくる	7
5	上尾市立保育所の評価・課題について	
(1)	これまで大切にしてきた保育の評価と意味の問い直し	8
(2)	家庭支援の意味の問い直し	8
6	保育の計画と記録及び評価について	
(1)	全体的な計画	9
(2)	指導計画	9
(3)	記録	11
(4)	反省・評価	12
(5)	保育所児童保育要録	13

7	保育方法について	
(1)	保育環境	1 3
(2)	健康への配慮	1 4
(3)	安全への配慮	1 7
(4)	人権保育	2 2
(5)	保育士の役割	2 3
8	特に配慮を要する保育について	
(1)	乳児保育のための配慮	2 4
(2)	特別な支援を要する児童への保育	2 4
(3)	延長保育	2 4
(4)	一時保育	2 5
9	保護者への子育て支援、保護者との連携について	
(1)	家庭とのパートナーシップによる保育	2 5
(2)	保護者との情報交換	2 6
(3)	保育参加、懇談会	2 7
(4)	園だより・クラスだより・給食だより・保健だより	2 7
(5)	行事	2 7
(6)	相談業務、子育て支援活動	2 8
(7)	保護者会	2 8
(8)	保護者満足度調査	2 8
10	地域への子育て支援について	
(1)	地域子育て相談	2 9
(2)	園庭開放	2 9
11	地域交流について	
(1)	地域行事への参加、散歩・遠足・見学をとおしての交流	3 0
(2)	地域の人への配慮	3 0
(3)	実習生・ボランティアの受け入れ	3 0
(4)	小学校との連携	3 1
(5)	交流保育	3 1
(6)	公開保育	3 1
12	意見・要望・苦情の取り組みについて	3 2

13 職員の職務、情報交換、研修について	
(1) 勤務の心得	3 2
(2) 職員集団のあり方	3 3
(3) 職員会議、ケース会議、朝礼	3 3
(4) 職員研修(園内・園外)	3 4
14 保育評価	
(1) 保育所の自己評価	3 4
(2) 第三者評価	3 4
15 関係機関との連携について	
(1) 上尾市子ども・子育て会議	3 5
(2) 上尾市子ども支援ネットワーク	3 5
16 運営・管理について	
(1) 保育理念・保育方針を周知するための取り組みについて	3 6
(2) 保育の質の向上や改善に向けて	3 6
(3) 研修機会の確保について	3 6
(4) 保育所長、主任保育士の役割について	3 7
(5) 行事について	3 7
(6) プライバシー・ポリシーの取り組み	3 7
(7) 事故や災害への対応について	3 8
(8) 保健衛生、感染症対策について	3 8
(9) 食物アレルギーについて	3 8
(10) 食品に関する事故対応、細菌検査保菌者対応、食中毒対応マニュアル	3 8
(11) 事務マニュアル	3 9

おわりに

## 1 保育所の役割・使命

### (1) 保育所保育の目的

保育所は児童福祉法第 39 条に基づき、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設であり、入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場でなければならない。

### (2) 保育所の特性

保育所は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との綿密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育所における環境を通して、養護及び教育を一体的に行うことを特性としている。

### (3) 子育て支援

保育所は入所する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、入所する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行う役割を担うものである。

### (4) 保育士の専門性

保育所における保育士は、児童福祉法第 18 条の 4 の規定を踏まえ、保育所の役割及び機能が適切に発揮されるように、倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断をもって、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対する保育に関する指導を行うものである。

## 2 保育所保育の原理

「保育の原理」とは、子どもの保育に携わる者の原理原則として、すべての保育所が共通に理解し、認識しなければならないものである。

保育所がその役割を適切に果たすために、保育所の職員全員が保育の目標を達成するためにはどのように工夫したらよいかを理解し、保育の環境に留意しながら実践を重ねていくことが必要である。

### (1) 保育の目標

平成 18 年 12 月 22 日公布・施行された教育基本法において、「幼児期の教育」の重要性が明記された。これはすべての子どもに対する教育の基本として教育権を保障するものであり、保育所における幼児期の教育を保育の中で実施するにあたり、養護と教育を一体的に行うよう、幼稚園教育要領と同様に、健康、人間関係、環境、言葉、表現が保育の目標として明記された。

① 保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため、保育所の保育は、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うために、次の目標を目指して行わなければならない。

(ア) 十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満たし、生命の保持及び情緒の安定を図ること。



- (イ) 健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培うこと。
  - (ウ) 人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にすることを育てるとともに、自主、協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培うこと。
  - (エ) 生命、自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培うこと。
  - (オ) 生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養うこと。
  - (カ) 様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培うこと。
- ② 保育所は入所する子どもの保護者に対し、その意向を受け止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、保育所の特性や保育士等の専門性を生かして、その援助に当たらなければならない。

## (2) 保育の方法

保育の目標を達成するために、保育士等は次の事項に留意して保育しなければならない。

- ① 一人ひとりの子どもの状況や家庭及び地域社会での生活の実態を把握するとともに、子どもが安定感と信頼感を持って活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めること。
- ② 子どもの生活リズムを大切にし、健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境や、自己を十分に発揮できる環境を整えること。
- ③ 子どもの発達について理解し、子ども一人ひとりの発達過程に応じた保育をすること。その際、子どもの個人差に十分配慮すること。
- ④ 子ども相互の関係作りやお互いに尊重する心を大切にし、集団における活動を効果あるものとするよう援助すること。
- ⑤ 子どもが自発的、意欲的に関われるような環境を構成し、子どもの主体的な活動や子ども相互のかかわりを大切にすること。特に、乳幼児期にふさわしい体験が得られるように、生活や遊びを通して総合的に保育すること。
- ⑥ 一人ひとりの保護者の状況やその意向を理解、受容し、それぞれの親子関係や家庭生活等に配慮しながら、様々な機会をとらえ、適切に援助すること。

## (3) 保育の環境

保育の環境には、保育士等や子どもなどの人的環境、施設や遊具などの物的環境、更には自然や社会の事象などがある。保育所は、こうした人、物、場などの環境が相互に関連し合い、子どもの生活が豊かなものとなるよう、次の事項に留意しつつ、計画的に環境を構成し、工夫して保育しなければならない。

- ① 子ども自らが環境に関わり、自発的に活動し、様々な経験を積んでいくことが出来るよう配慮すること。
- ② 子どもの活動が豊かに展開されるよう、保育所の設備や環境を整え、保育所の保健的環境や安全の確保などに努めること。

- ③ 保育室は、温かな親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるように配慮すること。
- ④ 子どもが人と関わる力を育てていくため、子ども自らが周囲の子どもや大人と関わっていくことができる環境を整えること。

#### **(4) 保育所の社会的責任**

子育て家庭や地域社会に対し、保育所の役割を確実に果たしていくことは、保育所の社会的使命であり責任である。

- ① 子どもの人権の尊重  
保育所は子どもの人権に十分配慮するとともに、子ども一人ひとりの人格を尊重して保育を行わなければならない。
- ② 地域交流と説明責任  
保育所は地域社会との交流や連携を図り、保護者や地域社会に当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- ③ 個人情報の保護と苦情解決  
保育所は、入所する子ども等の個人情報を適切に取り扱うとともに、保護者の苦情などに対し、その解決を図るよう努めなければならない。

### **3 上尾市立保育所の保育について**

#### **(1) 上尾市立保育所の理念**

市立保育所では、児童福祉法の理念に基づき、次の3項目を共通の保育理念とする。

- 1 すべての児童が、心身ともに健やかに育成されるよう努める
- 2 すべての児童の生活をひとしく保障し愛護する
- 3 保護者とともに、すべての児童を心身ともに健やかに育成する

この理念に沿って、家庭や地域と連携を密にし、保護者とともに安心・安全で快適な、情緒の安定した生活ができる環境の中で、子ども一人ひとりの人権を尊重し、「心身ともに健康で豊かな人間性をもった子ども」に育てます。

#### **(2) 上尾市立保育所の基本方針**

市立保育所の基本方針は、次の5項目としている。

- ① 乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う時期であり、人として生きる力を養う。
- ② 子どもが健康、安全で、情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動することにより、健全な心身の発達を図る。
- ③ 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。
- ④ 保護者と密接な連携をとり、保育の内容等が保護者の理解と協力を得られるよう務め、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの福祉を重視した保護者支援を行う。

- ⑤ 地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たす。

また、市立保育所の基本方針に基づき、保育所が目指す具体的な方向は以下のとおりとする。

- ① 遊びを通して自然などの身近な事象への興味や関心を育て、心情や思考力の基礎を培う。また、日常生活の中で言葉への興味や関心を持ち、話したり、聞いたり、考えたりする態度を養う。また、保育士等は、子どもが自ら環境に働きかけ、自発的に活動できるよう環境整備に配慮する。
- ② 様々な遊びの中で、子どもが興味や関心を持ち、意欲的に自分の能力に応じて活動する楽しさを抱くように育てていく。保育士等はその興味の芽を望ましい方向へ向けることや、新しいものへの興味も育てるよう留意する。
- ③ 生物、植物を実際に見たり、触ったりするなど、本物に触れる実体験や、考えたり、試したりすることの経験が、自分の知恵や力となることから、保育士等は、子どもの五感（視覚・聴覚・嗅覚・味覚・触覚）が育つよう幅広い経験が得られるような機会を提供する。
- ④ 保育の基本精神である児童の権利や自由を尊重していく。
- ⑤ 集団のなかで自分らしさが発揮でき、それと同時に他人の、その人らしさを認められるように育てていく。保育士等は子どもの個性を尊重するとともに、偏りのないような調和的発達に配慮する。
- ⑥ 社会生活に必要な精神、態度を培うために、人と関わる力を育てていくことが重要である。子ども自ら周囲の子どもや大人とかわかっていくことができる環境が必要であり、保育士等は、子どもに協力を必要とする機会を与え、連帯や責任を体験させることも必要である。
- ⑦ 保育所の運営にあたっては、子育て支援のために地域の住民との行事を通じた交流を図り、子育てに関する相談に応じるなど、地域の子育て支援の施設としての役割を果たすよう努める。

### **(3) 上尾市立保育所の保育目標**

保育の原理に基づき、心身の健康に関する領域である「健康」、人との関わりに関する領域である「人間関係」、身近な環境との関わりに関する領域である「環境」、言葉の獲得に関する領域である「言葉」及び感性と表現に関する領域である「表現」の5領域に沿って以下の通り目標を定めた。

- ① 心身ともに健康な子
  - ・養護される中で、基本的な生活習慣を身につけた健やかな子
  - ・友だちと一緒に様々な運動や遊びをする子
- ② 自分を大切に友だちも大切にできる子
  - ・子ども同士の関わりを深め、いのちを大切にし、思いやりやいたわりの気持ちのある子
  - ・自分とは異なる文化を持った様々な人に関心を持ち、仲良くできる子

- ③ 安定した環境の中で考え、働きかけていける子
  - ・安心できる環境の中で、自分で物事を考えられる子
  - ・いろいろな遊びを通し、安全や危険を学んでいける子
- ④ 何事にも関心を持ち意欲的に遊べる子
  - ・自然や身近な物に関心を持ち、それを遊びに取り入れ、作ったり工夫したりできる子
  - ・友だちと協力して、見通しを持った遊びや生活ができる子
- ⑤ 自己表現のできる子
  - ・自分の意見をはっきり言い、相手の意見も受け入れられる子
  - ・様々な体験を通して、感性と創造力の豊かな子

各領域による目標は、保育所において具体的に日々行っている保育を通じ、様々な体験を積み重ねるなかで相互に関連をもちながら、一人ひとりの発達過程にあった働きかけを行うものである。

- ① 「心身ともに健康な子」については、健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養うことを目標と考え、食事、睡眠、排泄、着脱、清潔などの基本的な生活習慣を身につけ、友だちと一緒に様々な遊びを十分楽しんでいく。
- ② 「自分を大切に友だちも大切にできる子」については、他の人々と親しみ、支えあって生活するために、自立心を育て、人と関わる力を育てることを目標とする。
- ③ 「安定した環境の中で考え、働きかけていける子」については、子どもにとって家庭的な親しみやくつろぎの場となるとともに、いきいきと子ども自ら主体的に活動できることを目標とする。
- ④ 「何事にも関心を持ち意欲的に遊べる子」については、周囲の様々な環境に好奇心や探究心をもってかかわり、それらを生活に取り入れていこうとする力を養うことを目標とする。様々な体験を通じ、情操豊かな心を育てていく。
- ⑤ 「自己表現のできる子」については、感じたことや考えたことを自分なりに言葉や身体で表現することを目標とする。

## 4 保育内容の設定について

上尾市立保育所の保育目標に基づき、次のような保育内容を大切にしている。

### (1) 基本的な生活習慣を身につけること

#### ① 食事

食事は生きていくために重要であり、特に乳幼児期の食事は、食生活の基礎となることから、市立保育所では全保育所統一献立で、栄養のバランスに配慮している。給食は保育所内ですべて調理し、加工食品などは使用せず、おいしさと安全性を重視している。季節の食材を摂り入れたメニューで四季を感じ、給食室からの匂いで食欲が増し、友だちと一緒に食べる事で、嫌いなものでも食べてみるなど、何でも意欲的に食べられるように、子どもが食べる事は楽しいと思えるような食事の雰囲気を作り、食事前の手洗い、箸の使い方やマナーも身につけていくよう指導している。

食物アレルギーの除去食など、特別な配慮が必要な子どもへの食事は保護者と話し合いながら進めている。

## ② 睡眠

睡眠は年齢によっても違いがあるが、保育所では、集団保育・長時間の保育を踏まえ、一人ひとりの子どもの年齢等により睡眠時間を変えるなど、子どもの疲労に注意し適切な休養がとれるようにしている。乳児の場合は特に、毛布などで口や鼻をふさぐことがないように注意し、うつ伏せ寝はさせない。

## ③ 排泄

排泄の自立は年齢により異なり、大きい年齢では子ども自ら自然要求によりトイレに行けるよう、トイレの使い方、手洗いを日常生活のなかで繰り返して教えていくことで自立につなげている。

## (2) 素足・薄着

保育所では年齢や一人ひとりの健康状態に配慮しながら、四季を通じて素足で過ごしている。足の親指は脳との関わりが深く、運動能力の基礎となる蹴る力がつくことによって、身体全体のバランス感覚、瞬発力などが培われる。また、足裏の「土踏まず」は立ったり、歩いたりする際にバランスをとったり、足が地面に着く時の衝撃を吸収する役割を果たしている。素足で生活することで、「土踏まず」が発達し、歩く、走る、跳ぶ、蹴る、登るなどの動作が安定する。子どもの気持ちを大切に、自分から素足になるまで見守ることも大切である。

保育所では日頃から、できる限り薄着で過ごすことを習慣づけている。子どもは大人よりも体温が高く新陳代謝が活発なことから、薄着で遊ぶことで体温調節の働きが良くなり、皮膚や粘膜が鍛えられ、風邪をひきにくい身体になる。これは子どもの健康に影響することなので、保育者は子どものその日の健康状態に応じた対応と保育室や園庭などの環境整備を実施することが重要である。

## (3) 散歩

散歩などの戸外活動を取り入れ、砂利道・坂道など変化のある道を歩くことで、子どもの足・腰が強くなり、健康な身体づくりにつながっている。散歩を通じ、四季折々の自然を探索し、楽しみながら、草花・昆虫に触れ、生き物などの大きさ、美しさ、形の不思議さなどを体験する。また、四季とともに変化する、草木花など散歩先で子ども自身が気付いたことを、保育者と共に共感できる喜び・感動を通じ情操豊かな心を育てている。

## (4) 水・砂・泥

保育所では、身近にある水、砂、泥んこを使った遊びを大切にしている。水・砂・泥は自由に変化する素材として、プリンやケーキ、カレー、お団子などに形を変えて子どもたちの遊びを広げている。また、身近な道具を使い、砂山から川、ダムを作っていくなど、イメージを膨らませながら友だちと一緒に遊ぶことで協働や仕事の分担、考える力や集中する力が育ち、手指・足腰・腕もしっかりしてくる。

## (5) 仲間づくり

保育所で友だちと一緒に生活することで、自分の気持ちを相手に伝えたりしながら、自分を表現することを学んでいく。遊びを通して友だちとかかわり、けんか、ぶつかりあいをしてながら相手の痛みを感じ、人に対しての思いやりなど心優しさが育つ。また、異年齢児との合同保育時においては、自分より大きいクラスの子どもの遊び等を通して、大きい子への憧れの気持ちが育ち、自分より小さいクラスの子ともと交流することで思いやりを育てている。

## (6) 行事

行事は子どもの生活に変化や潤いを与え、子どもの生活体験を豊かにするものである。「子どもの日」「七夕」「お月見」「お正月」「節分」「ひな祭り」など、日本古来の伝統的な行事を実施しているほか、家庭ではあまり見られなくなった「餅つき」「お正月遊び」なども行っている。月々の行事として「お誕生会」などを実施しており、年間行事では「夏まつり」「運動会」「親子遠足」「親子交流会」など、保護者の協力を得ながら、子どもが心身ともに発達していけるような行事にするよう努めている。

これらの行事を通し親子のふれあいを大切にし、保護者間の交流も図っている。

また、他国籍、宗教等異文化への配慮も行っている。

## (7) リズム・歌

保育所では、0～5歳児までの子どもの発達段階を基本にしてリズム遊びを行っている。子どもは、保育者のピアノ伴奏や歌に合わせて、手・足・腕・背中を気持ちよく動かし、トンボ・カメ・ウサギなど身体全体を使ってイメージしながら表現をすることで、手足の先まで神経を行き渡らせ、柔軟な身体や豊かな表現力が養われる。また、縄とび、まりつき、こま、のぼり棒、鉄棒などの用具を使った取り組みもしている。

歌は四季折々のうた、わらべうたなどを楽しく歌うことで、子どもの心を豊かにしている。

## (8) 絵本・紙芝居

絵本・紙芝居・お話を通して子どもの想像力・情操を豊かに育てることを大切にしている。子どもからの表現遊びとして、ごっこ遊び、劇遊びも取り入れている。

## (9) 描く・つくる

子どもは自分が体験した事を絵に描く。自分の描いた絵を通して、楽しかったこと、感じたことなどを表現する。保育所では、子ども一人ひとりが絵を描くことを大切にしている。

また、散歩でみつけた自然物やいろいろな素材・教材を使っての作品作りなどを行っている。

## (10) 興味・関心

日常生活の中で物の性質や数量・文字などに対する感覚を豊かにし、興味・関心を持てるように働きかけている。探索行動を大切にし、一人ひとりが興味を持てる環境を整えている。

## 5 上尾市立保育所の評価・課題について

### (1) これまで大切にしてきた保育の評価と意味の問い直し

前章に記されているように、子どもが食事、排泄、睡眠、素足・薄着、遊びなどにおいて、年齢や発達段階に応じて主体的に行動することを尊重している。子ども自らが意欲的に与えられた環境に働きかけ、自主的に行動できることを目指し保育してきた。自分にあった遊びをし、クラスの子ともと集団で遊び、必要なルールや順番を守るなどの社会性を身につけていくような保育を目標としてきた。また、子ども自身が身体のコントロールができるよう、バランスの良い発達を促すため、日頃より一人ひとりの子どもの健康観察を行いながら、素足で生活し、リズム遊び、散歩などの活動を多く取り入れるなど、身体の機能を活性化させる保育を目指してきた。

しかしながら、保育士は子どもの自発的な遊びを尊重し、子どもの自主性と、自律性を伸ばしてあげたいという願いがあったにも拘らず、調査委員会報告書でも指摘された通り、一人ひとりの子どもの姿を十分に把握し、援助・指導することが適切に行われていなかった面があった。

市立保育所では、子どもの日々の実態から子ども一人ひとりの発達を十分に把握し、自主性、自律性を伸ばす保育とはどのようなことなのかを保育の基本に立ち返って考える必要がある。職員間で十分協議し共有することで、その保育の意味を保護者に伝えて、共に考えていくことを課題として取り組んでいる。

### (2) 家庭支援の意味の問い直し

近年、保育所の大きな役割として「家庭支援」が謳われているにも関わらず、それが個々の保育者の意識の中で、あるいは組織として明確に課題として十分位置づけられていたとはいえない。

担任一人が問題を抱え込むのではなく、所長、主任保育士をはじめ職員全体で意識的に問題に取り組んでいかなければならない。場合によっては、他機関と連携して取り組んでいくことも必要となる。保育所では、そのあり方や方法論を検討していくことを課題として取り組んでいる。

## 6 保育の計画と記録及び評価について

保育所では、入所している子どもの生活全体を通して保育の目標が達成されるように、保育所保育指針に基づき、保育所ごとの「全体的な計画」を作成し、これを具体化した「指導計画」を作成する。

保育の計画（「全体的な計画」及び「指導計画」）は、すべての子どもが、入所している間、安定した生活を送り、充実した活動ができるように柔軟で発展的なものとし、また、一貫性のあるものとなるよう配慮することが重要である。

また、保育所は保育の計画に基づいて保育し、保育の内容の評価及びこれに基づく改善に努め、保育の質の向上を図ると共に、その社会的責任を果たさなければならない。

## (1) 全体的な計画

「上尾市立保育所全体的な計画」は、子どもの最善の利益を第一義とし、多様な機能を果たす保育所保育の根幹となるものである。子ども一人ひとりが入所している期間に、保育の目標を達成することができるように、子どもの発達過程を踏まえ、保育のねらいと内容を基に、地域の実態、子どもの発達、家庭状況や保護者の意向、保育時間なども考慮して構成された各年齢を通して一貫性のある計画である。

## (2) 指導計画

「指導計画」は全体的な計画に基づいて、保育目標や保育方針を具体化する実践計画です。指導計画は具体的なねらいと内容、環境構成、予想される活動、保育士等の援助、家庭との連携で構成される。

指導計画については保育所保育指針第1章に作成と展開の留意事項が示されており、様式については随時見直しを行っていく。

### ① 指導計画の作成（保育指針第1章総則 3保育の計画及び評価より）

- ア 保育所は、全体的な計画に基づき、具体的な保育が適切に展開されるよう、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と、それに関連しながら、より具体的な子どもの日々の生活に即した短期的な指導計画を作成しなければならない。
- イ 指導計画の作成に当たっては、第2章及びその他の関連する章に示された事項のほか、子ども一人一人の発達過程や状況を十分に踏まえるとともに、次の事項に留意しなければならない。
  - (ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。
  - (イ) 3歳以上児については、個の成長と、子ども相互の関係や協同的な活動が促されるよう配慮すること。
  - (ウ) 異年齢で構成される組やグループでの保育においては、一人一人の子どもの生活や経験、発達過程などを把握し、適切な援助や環境構成ができるよう配慮すること。
- ウ 指導計画においては、保育所の生活における子どもの発達過程を見通し、生活の連続性、季節の変化などを考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらい及び内容を設定すること。また、具体的なねらいが達成されるよう、子どもの生活する姿や発想を大切に適切な環境を構成し、子どもが主体的に活動できるようにすること。
- エ 一日の生活リズムや在園時間が異なる子どもが共に過ごすことを踏まえ、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図るよう配慮すること。
- オ 午睡は生活リズムを構成する重要な要素であり、安心して眠ることのできる安全な睡眠環境を確保するとともに、在園時間が異なることや、睡眠時間は子どもの発達の状況や個人によって差があることから、一律とならないよう配慮すること。
- カ 長時間にわたる保育については、子どもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して、保育の内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携などを指導計画に位置付けること。



- キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。

## ② 指導計画の展開（保育指針第1章総則 3保育の計画及び評価より）

- ア 施設長、保育士など、全職員による適切な役割分担と協力体制を整えること。
- イ 子どもが行う具体的な活動は、生活の中で様々に変化することに留意して、子どもが望ましい方向に向かって自ら活動を展開できるよう必要な援助を行う。
- ウ 子どもの主体的な活動を促すためには、保育士等が多様な関わりを持つことが重要であることを踏まえ、子どもの情緒の安定や発達に必要な豊かな体験が得られるように援助をすること。
- エ 保育士等は、子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して保育の過程を記録するとともに、これらを踏まえ、指導計画に基づく保育内容の見直しを行い、改善を図ること。

### I. 年間指導計画

年間指導計画は、全体的な計画に基づき、1年間の生活を見通した長期の計画であり、子どもの発達や生活の節目に配慮し、それぞれの時期にふさわしい保育内容に計画する。子どもの姿（発達過程）、保育のねらいと内容、環境構成、家庭との連携、行事、地域との連携などで構成する。

- ・一人ひとりの子どもが意欲的に活動したくなるような環境構成をする。
- ・子どもの実態に沿って内容の大筋を考えて計画する。
- ・保健的で安全な環境づくりを基にした快適な生活を保障し「命の保持」と「情緒の安定」を図る。

※記入のポイント参照

### II. 月間指導計画

月間指導計画は、年間指導計画を踏まえ、より具体的な計画で週案、日案の基礎となるものである。

- ・子どもの生活する姿を把握し、その月のねらいを導き出す。
- ・一人ひとりの子どもが意欲的に活動したくなるような援助や環境構成をする。
- ・評価反省を的確に行う。

### III. 週間指導計画

週間指導計画は、月間指導計画との関連性を持ち、その週の保育の方向性を具体的に導くものである。

その週の「子どもの姿」「保育内容」「腹案」「土曜保育計画」を明確に示し、以下のように行う。

- その週の子どもの姿
- 腹案
- 計画と実施した保育内容を明確に分ける
- 計画のねらいを明確に記述する
- 土曜の保育計画を記入する。

- ・月間指導計画を基に第1週～第5週まで週のねらいや内容の大筋を考える。
- ・週の終わりに保育実践経過を基に次の週の計画、腹案も考え計画する。

#### IV. 日案

日案は、その日の保育の方向性を具体的な子どもの生活する姿から導きだすものである。

- ・一人ひとりの子どもの主体性を尊重し、保育者が援助することで生まれるさまざまな遊びの展開を表す。
- ・その日の遊びの高まりや広がりとともに明日への継続性、発展性を大切にする。

#### V. デイリープログラム

デイリープログラムは、日課表とも呼ばれ、睡眠、授乳・食事、排泄などの生理的な周期を軸にして、1日の生活の流れ、時間的位置づけを表したものである。保育所で日々繰り返される生活の基盤となり、「子どもの活動」と「保育者の配慮」の2つの面についても記述されている。

### (3) 記録

日々の保育を振り返り、子どもの理解と、自分の保育を読み解くことができるという2つの視点から記録することが求められている。記録は、保育が適切に進められたかどうかを省察し、その次への計画作成に生かすものである。また、子どもの育ちを振り返るためにも、子どもの姿を具体的に記述することが求められる。日常の保育の保育経過や結果を記録することは保育士の自己評価ともなっている。

記録を残すことで、第三者から自分の保育について指導・助言を受けることができること。また、指導計画に子どもの姿、保育のねらい、援助の手立てを記入することによって、自分が教育的意図をもって計画的に子どもに関わっていることを改めて意識することができる。

#### ① 成長の記録

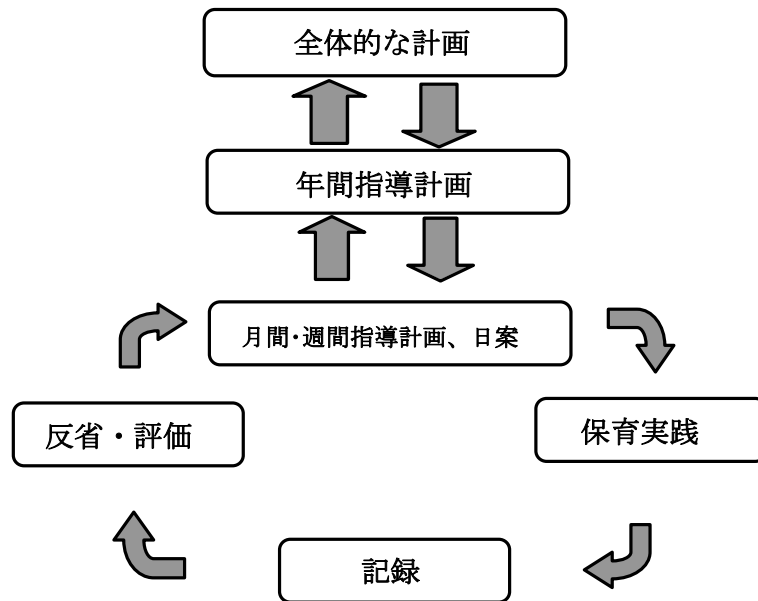
成長の記録は、子ども自身の発達・成長を見守り、子どもの発育上、特に成長の見られた点、反対に成長の遅れが感じられる点、その他個性的な特徴などを把握して記入する。簡潔、明瞭で誰が読んでも成長の様子が理解できるように記入する。

#### ② 個人記録

個人記録は、個人計画でもあり、その月の子どもの姿を記述し、保育の配慮、援助の実践を通して、どう変わったかを記入し、翌月につなげていく。

子どもの実態を把握し、～ができる、～ができないといった目に見えることだけではなく、育っている、育とうとしている子どもの心情、意欲や態度を理解することが大切で、子どもの発達の基本的な考え方や保育の内容の理解に基づき、計画性のある保育を実践することが必要である。

子どもの実態や子どもを取り巻く状況の変化などに即して、保育の過程を記録するとともに、指導計画に基づく保育の内容の見直しを行い、改善を図ることが求められており、計画・実践・評価・改善という一連の過程を通して保育を行うことが重要である。



#### (4) 反省・評価

評価は、指導の成果について、目標やねらいの達成度を図るために結果を基に判断されることがある。しかし、保育においてはその過程での反省・評価が重要になることから、指導計画は常に修正される必要がある。子どもの発達、保育者の指導の改善という面から行われるべきである。

##### ① 目標やねらいに対する評価

指導計画が実際の保育においてどのような結果をもたらしたかを、目標やねらいの設定が適切であったかという観点から評価する。指導計画作成における保育者の意図が最も問われる。

##### ② 保育者の保育方法に対する評価

子どもの活動内容が適切であったか、子どもの心の育ちや意欲、取り組む過程などに十分な配慮がなされたか、環境構成が適切であったか、子どもの行動を確認し、指導計画作成時に意図していたとおりに達成されているかどうかを評価する。

##### ③ 子どもの活動に対する評価

子どもの実態が把握された上での計画であったかどうかを点検する。

これらの観点から評価することによって、保育の方向性が明確になり、次の指導計画作成の改善へとつながっていく。

##### ④ 保育の記録と評価

日々の保育の中での子どものエピソード、すなわち保育者の心に触れる出来事を記録することによって、子どもの気持ち、興味、関心、欲求などの内面と、その背景を捉えることができる。また、このような作業によって、自分の関心が特定の子どもに向いていて、視野に入りにくい子どもがいることにも気づくようになる。記録には保育者自身の保育を振り返り、担任保育者だけでなく保育所全体で子どもに関する話し合いにつなげ、すべての子どもの発達を保障するという目的がある。

## (5) 保育所児童保育要録

平成 21 年度から、子どもの育ちを支える資料として、「保育所児童保育要録」を保育所から就学先となる小学校へ送付することになった。

これは、保育所での子どもの育ちをそれ以降の生活や学びへとつなげていくものである。保育要録の小学校への送付については、入所時や懇談会を通して、保護者に周知しておくこと。また、記録は子どもの状況に応じて柔軟に作成する。

- ① 保育所保育指針第 1 章の 4 の(2)に示す「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえて作成する。
- ② 保育所生活を通して子どもが育ってきた過程を振り返り、その姿や発達の状況を捉え的確に記録する。
- ③ 保育所における養護及び教育に関わる 5 領域の視点を踏まえて記入する。
- ④ 子どもの最善の利益を考慮し、子どもの可能性を受け渡していくものと考えて記入する。
- ⑤ 保育者と保護者との信頼関係の中で確認されている子どもの育ちを、保護者の思いを踏まえて小学校へとつなげていく。
- ⑥ できる、できないではなく、子どもの良さや全体像が伝わるように記録する。

## 7 保育方法について

### (1) 保育環境

#### ① 保育環境づくり

保育の環境には、子どもを取り巻く人的環境、物的環境、自然や社会の事象などがある。これらが相互に関連しあい、子どもに一つの環境状況をつくり出している。子どもが、これらの環境を取り込んでいきながら、生命を保持し、興味や能力を育てていくことを目標とする。

興味や能力が育つ環境とは、子どもが自発的、意欲的に関われる環境のことであり、生命保持のために、十分に養護の行き届いた環境が必要とされる。

- ・一人ひとりの子どもが愛情豊かな関わりの中かで年齢にあったあそびを十分に育んでいける環境を整える。また、家庭的な親しみとくつろぎの場となるとともに、生き生きと活動できる場となるよう環境を整える。
- ・季節に合わせた室内環境を工夫する。
- ・小動物等の飼育箱は清潔が保てるようにする。
- ・屋内では、採光、換気、保温、清潔など環境保健の向上に努める。
- ・屋外では、子どもの活動が豊かに展開されるためにふさわしい広さを持ち、遊具、用具、その他の素材などを整える。
- ・自然や社会の事象への関心を高めるようにそれらを取り入れた環境をつくる。
- ・遊具、玩具は計画的に購入するほか、職員同士でアイデアを出し合い、子どもの年齢に合った手作りおもちゃを創作する。
- ・遊びコーナーやくつろげるような空間など遊び環境を工夫する。

## ② 保育環境への配慮

子どもの生活が安定し、活動が豊かなものとなるように、計画的に環境を構成し、工夫して保育することが大切である。

- ・ 1日の生活が子どもにとって快適で安定したものになるようにするためには、子どもの生活リズムを十分に配慮しながら、食事や睡眠を中心に基本的な活動の時間を設定しなくてはならない。
- ・ 日頃から子どもが安全に遊べるように危険箇所の整備を行い、職員間で情報を共有する。
- ・ 常に人数把握をし、子どもの安全、生命の保持に配慮する。
- ・ 採光、換気、温度、湿度、不快な音、不快な臭い、清潔等の環境の保健的配慮はこまめに行う。
- ・ 一人ひとりの子どもが、くつろいだ雰囲気の中で安心して、あそび・食事・午睡・排泄等の生活ができるようにする。
- ・ 季節に合わせた室内環境を工夫する。
- ・ 昆虫等、子どもが観察・飼育できるよう清潔にする。
- ・ 不審者の侵入や災害時に備え、日頃から子どもの避難場所を把握し、安全な誘導ができるようにする。
- ・ 送迎時等の通用門の施錠、開閉については十分に注意し、保護者への協力要請をする。
- ・ 園庭の固定遊具は保育課が業者に委託して危険箇所の修繕を実施するが、保育所において月1回、リスクマネージャーである主任保育士を中心に安全点検を実施する。

## (2) 健康への配慮

保育所の保育においては、子どもの健康の管理は極めて重要な事項であり、一人ひとりの子どもに応じて健康管理に留意するとともに、全体の子どもの健康を保持することが大切である。そのためには、一人ひとりの子どもの心身の状態や発育・発達状態を把握し、日々健康で安全な保育を目指すよう努めることが必要である。子どもの既往症は、既往症の児童一覧を使用し、保育所全体で把握する。また、保育所で作成した「保健計画」を基に、子どもの健康に配慮した保育を実施していく。

### ① 日常保育での健康管理・水分補給

子どもたちが日々の保育所での生活を楽しく過ごすためには、心身共に健康であることが大切と考え、保育所では一人ひとり子どもの健康状態を把握しておくことが必要である。そこで、保育所で行う子どもたちの健康管理は、健康な時の対応と疾病時の対応とに分かれる。

#### (ア) 健康なときの対応

子どもの状態を十分に把握しておくため、保護者の了解の下、健康の記録に、検診記録、予防接種の記録、かかりつけの病院、熱性けいれん、脱臼癖、ぜんそくなどの既往歴等、また、母子健康手帳等も活用して適切に把握できるよう記録しておく。この場合、既往歴などの個人情報の保護を踏まえ、守秘義務の徹底を図らなければならない。

登所時に視診・触診を行い、子どもの健康状態を観察する。また、保護者との会話の中で、子どもの様子について必要な情報が得られるよう努める。

全年齢についてその日の健康状態、家庭での様子などを確認するため、健康連絡ノートで前日の様子、睡眠、食事量、薬の有無、排泄、体温、プールの可・不可などを記入し提出してもらおう。特に、0,1,2歳児については、そのほか、機嫌、食事内容、入浴についても記入してもらおう。保育所では、子どもの様子を記入して降所時に保護者に渡し、家庭と保育所との子どもの健康に係る情報を共有し、子どもの養護に努める。

保育中に何らかの異常が発見された場合（発熱、頭部打撲など）には、保護者に連絡するとともに、所長、看護師、嘱託医などと相談し、適切な処置を行う。子どもの身体を観察するときに、不自然な傷、やけど、身体や下着の汚れ具合等を併せて観察し、身体的虐待や不適切な養育の発見に努める。

### **(イ) 疾病時の対応**

保護者から子どもが感染症に罹ったとの連絡があった場合、必要に応じてクラスの保護者に文書で連絡するとともに、掲示板への掲示等により感染症の発生を知らせる。具体的な対応については、上尾市立保育所保健衛生マニュアルに基づき実施する。

### **(ウ) 水分補給**

季節や年齢、場面の状況に応じて子どもに水分補給を行うとともに、声掛けをして水分補給後の確認を行う。

## **② アレルギー児対応**

アレルギーは自分の体に合わないもの、不利に働くものがあつたときに、刺激を受けて起こる反応のことであり、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、食物アレルギーなどの症状がある。アレルギーを引き起こす原因（アレルゲン）はいろいろあり、食物、ほこり、ダニ、植物の花粉、タバコの煙、化学物質、ペットの毛、などがある。

### **(ア) 気管支ぜんそく**

ぜんそくは気管支がアレルギー反応を起こすために、粘膜が腫れて痰が出て、呼吸が苦しくなって起こる病気である。咳が止まらず、喉がヒューヒュー、ゼイゼイして、ひどくなると呼吸困難の発作が起きるときは病院に受診する。

### **(イ) アトピー性皮膚炎**

アトピー性皮膚炎の症状は、生後まもなくから、3～6か月頃から現れてくる。顔や頭、喉やくびれたところ、お腹、肘や膝の関節のところなどに湿疹が出て痒みを伴う。食物によるものと思われる場合でも、原因となるアレルゲンの種類が多いため、食事制限や除去食については、必ず専門医の診断を受けて実施する。発汗などにより痒さが強くなる場合があるので、散歩などの園外保育時には時間を短くするなど個別の配慮を行う。特に夏季の発汗が多い時期などは、皮膚を清潔に保つように努めるとともに、シャワー等で汗を流し、ほてった体を冷ますようにする。

### **(ウ) 食物アレルギー**

何らかの食物を食べたときに拒否反応（下痢、嘔吐、粘膜の腫れなど）が起こるアレルギー疾患を食物アレルギーといい、保育所では「上尾市立保育所食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、専門医からの保育所における「食物アレルギー疾患生活管

理指導表」により、アレルギー除去食を提供している。

また、保護者に除去食を求められる場合もあるが、必ず専門医の診断による除去食の提供を実施する。大豆・牛乳・卵アレルギーといわれる三大アレルギーのほかに、そば・蟹・海老類のアレルギーは、死に至ることもあるので、除去食の提供については、保護者、所長（副）、クラス担任、給食調理員が面接を行い、保育課の栄養士との連絡を密に取りながら実施していく。また、保育所入所申し込み時に保護者から十分な聞き取り調査を実施し、入所後の除去食の必要性などについて児童台帳に記載しておく。

### ③ 病後の保育対応

病後、慢性疾患などあるいは朝の視診・触診を行った際に、配慮が必要な子どもに対しては、登所後に保育活動の節目毎に検温を行いながら子どもの体調に十分注意する。薬の取り扱いについて、医療機関で処方された薬は、基本的に保護者が子どもに服薬させることとなっており、与薬は自宅で済ませよう保護者をお願いし、保育所での与薬は少なくする。しかし、保護者が仕事を休めない場合、保育所では保護者の依頼を受け、保護者に代わって子どもに服薬させることとしている。具体的には、医師が処方し調剤したもの、または処方によって薬局で調剤された薬を保護者が持参し、与薬連絡票に必要事項を記入し、保育者に手渡す。なお、「薬剤情報提供書」がある場合は添付してもらう。薬を飲ませる際には、子どもの生命に関わることなので誤飲がないように、飲ませる直前に薬と子どもの名前を確認する等、細心の注意を払う。座薬、基礎疾患がある子に対する特殊な薬を預かる場合も同様に対応する。

保育中に子どもが熱を出すなど、体調を崩した際、保育所から保護者へ子どもの引き取りの連絡を行うが、保護者がすぐには引き取りに来られない場合など、保育所の医務室等において、子どもを安静にさせながら、安心して待てるように配慮する。

### ④ 健康診断

健康診断実施の健康把握に加え、日常の健康観察情報をもとに、日々の保育者の配慮につなげていくことが大切である。保育所に入所している子ども一人ひとりの健康状態を適切に把握するため、嘱託医による内科・歯科の健康診断を年2回ずつ実施している。（児童福祉施設最低基準12条）

健康診断の結果は、保育所に備えてある「成長の記録」の中の「健康の記録」、「歯科検診表」に記入し、保護者には受診した結果を書面で個別に伝えている。診断の結果、治療を要する症状が見つかった場合は、その状況を細かに保護者へ伝え、医療機関への受診を勧める。

また、都合で保育所での健康診断を受診できなかった場合、嘱託医と相談のうえ、個別で健康診断を受けられるようなフォロー・アップを行う。

日頃の子どもの発達状況を確認するため、身長・体重の身体測定を毎月実施している。（3歳以上児は隔月実施）測定結果は、「成長の記録」の中の「発達の記録」及び「健康記録」に記入し、測定結果を保護者に伝えている。この身体測定結果と健康診断結果をつき合わせるにより、身体の発育状況を医療的な観点から確認できる。

疾病とは言わないまでも、保育所での生活を含め、日常生活に起因する健康上の問題が見つかる場合もある。肥満については、将来の病気に備え予防的な生活改善を目的に、各

保育所で肥満度の判定を行い、日頃の食事量、運動量などを踏まえ、肥りすぎの子どもの保護者に個別に伝えている。

### ⑤ 食育

乳幼児期は生涯健康で過ごすため、健康に良い食習慣、生活習慣が形成される最も大切な時期であることから、「上尾市立保育所食育計画」を基に、食事環境づくり、食事指導、衛生指導に留意して食育を実施している。

保育所の給食では、七草粥、菜の花ご飯、竹の子ご飯など季節感のある献立を取り入れている。また、桜餅、柏餅など行事に係るもの、小麦まんじゅうなど伝統食なども、食べながら一緒に伝承のことなどを子どもに話し伝えている。

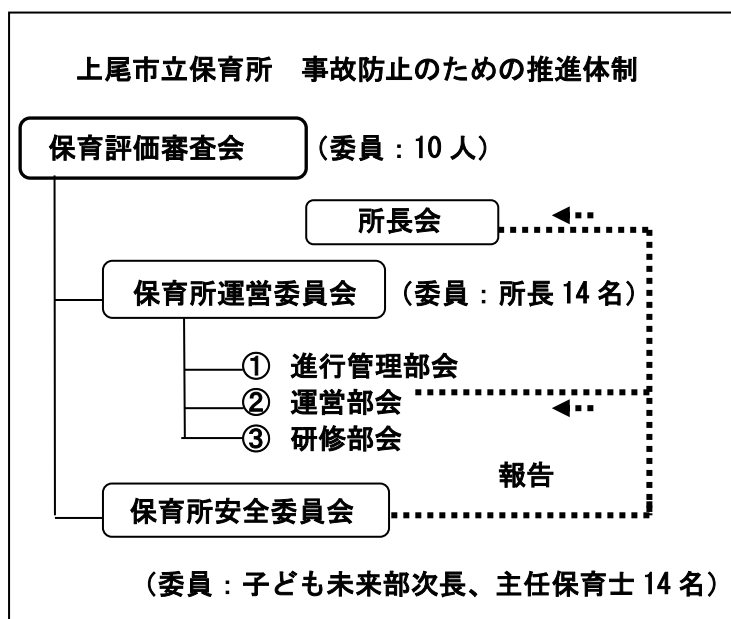
保護者や子どもたちにはわかるように、給食サンプルの展示、マスコットや図表を使った「3つの基礎食品群」の展示を行っており、子どもたちに体を作っている栄養の話をしたり、収穫した作物や給食で使う食材の皮むき、きざむなど、クッキング保育を通して食への興味を持たせている。

### (3) 安全への配慮

子どもは、その発達上の特性から事故の発生が多く、それによる傷害は子どもの心身に多くの影響を及ぼす。事故防止は保育の大きな目標であることを認識する必要がある。保育者は子どもの事故発生についての知識を持つとともに、保護者に対しても子どもの事故について認識を深めるための協力を求める。

※保育所保育指針第3章の3 環境及び衛生管理並びに安全管理の中で、「(2) 事故防止及び安全対策」について記述されているので参照のこと。

安全に対しては、保育者一人ひとりが上尾市立保育所危機対応要領を熟読し、危機対応および事故防止についての認識を深めるよう努める。また、各保育所の主任保育士を事故防止対策の中心的な役割を果たす「リスクマネジャー」とし、安全委員会を設置して、事故の再発防止に向けた事故分析を行う。





## ① 事故・災害対応、防犯

不測の事態に備え、必要な救急用の薬品、材料を整備するとともに、救急処置の意義を正しく理解し、保育士としての処置を熟知するように努める。

事故（災害）発生時の対応、不審者対応（防犯訓練）については、「上尾市立保育所危機対応要領」第IV章を参照する。

不審者対策として、保育所来訪者に対しては、来訪者記録簿に記名してもらい、名札など来訪者だとわかるものを着用させるよう配慮する。

## ② 日常の安全管理・危機管理（子どもの人数確認・動静把握を含む）

保育所では子どもの発達の特性から、子どもの事故をすべて無くすことは不可能である。特に、子ども自身の転倒等による事故は止むを得ないものの、職員の危機管理意識の低さから、小さい事故が重篤な事故へと変わっていくことのないよう、日常の安全管理が必要である。

保育所での事故防止については、年齢別、施設、遊具のチェックリスト様式を活用し、記録を残していく。また、職員会議などを通じて保育所全体で話し合いを行い、それらについて改善し、安全管理に努めていく。（「保育園における事故防止と危機管理マニュアル」田中哲郎著）

子どもの人数確認については、常に職員が把握し、登降所時間の児童確認表への記入は、保護者に協力してもらおう場合もある。

集団保育には子どもの発達にとって良い点も多いが、安全に心がけ常に四方に目配りをしながら、一人ひとりの子どもの様子を観察（動静把握）することが求められる。

日常の事故予防について、以下のように場面ごとに考えていく。

### （ア）乳幼児自身が招く事故

乳幼児は、自身の行動が事故発生の原因でもある。はいはいや一人歩きが未熟であれば些細なことで転倒し、打撲や切り傷などは日常的である。遊びの対象となる器物を叩くことは子どもにとって楽しいことでもあるが、そのようなことが子どもの発達を促すとしても、置いてある場所や使い方によっては危険が伴うこともある。子どもが手に持った物を口にして誤飲するなどは、危険に対して未熟な乳幼児を保育する保育者の責任は大きい。保育者は乳幼児が未発達であることを認めたくえでの保育を行っていることから、事故を起こさないような環境の整備、気配りなどが必要である。それは、月齢、年齢、現在どのような発達段階にあるか、常に念頭において保育にあたらなければならない。

すべての危険物を排除するような環境で保育を行うことは、子どもの発達にとって必ずしも適当でないことから、その場の子どもの様子を見守り判断していかなければならない。

### （イ）保育現場の環境と事故

子どもの特性や事故の実態をよく知り、事故を起こしにくい環境の設定や、施設・設備など日ごろから安全点検を実施する。また、保育所全体で危険箇所などについても協議し、情報を共有しておくことが大切である。

### (ウ) 保育所職員の配慮

子どもは身体的機能の未熟さ、危険や安全に対する理解力の不足から予測できない事故も多いが、職員は常に子どもたちの動静把握を行いながら、子どもの様子を観察していかなければならない。子ども同士のけんかが事故につながることもある。また、集団の中から一人の子どもが保育者の知らない間に抜けだし事故を起こすこともある。保育者は子どもの行動予測に努め、クラス担任だけではなく全職員が事故防止に心がけることが必要である。

### (エ) 単数担任クラスへの配慮

単数担任の場合、給食の準備と児童の状況把握の両立が困難であるため、「他の職員の協力を得ながら準備を行う」、「他クラスと合同で食事をとる」、「着席させるなどの注意を子ども同士で促す」など複数の職員で対応出来るよう配慮が必要である。

## ③ 園外保育への配慮

上尾市立保育所では散歩などの園外保育活動を多く取り入れている。入所した児童には、園庭での活動を中心として、早く保育所になれること、子どもの足腰を強くしていく保育が行われている。

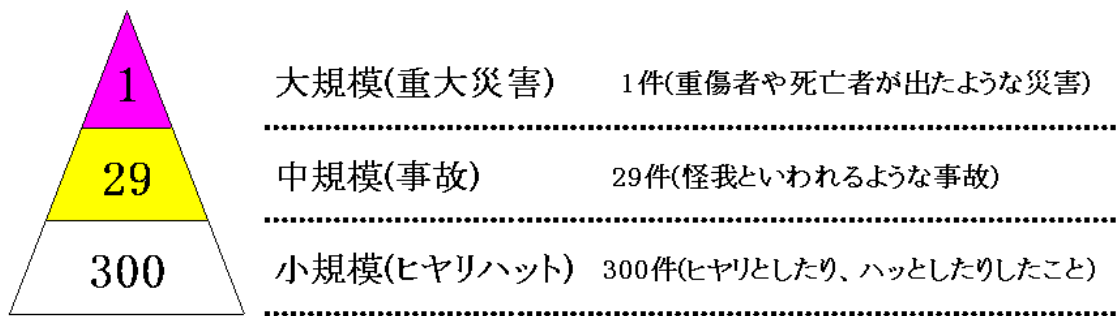
園外保育で大切なことは、指導計画に目的を明確に記入し、園外で子どもたちに四季折々の自然を探索し、その季節でしか見かけることができない草花、昆虫などを楽しむというようなことを明記することが大切である。

園外保育時の注意事項、園外保育中に児童が行方不明になった場合の対応については、「上尾市立保育所危機対応要領」第三章第4項「園外保育時（お散歩）の注意事項」、第四章第5項「行方不明・迷子」を参照する。

散歩などの園外保育を行う際は、週間指導計画及び散歩マップを作成し、職員会議で話し合うことで、全職員が行き先を把握できるよう、保育所全体での共通認識を心がける。出発の際は散歩記録表に行き先やその日の状況を記録するとともに、出発前にデジタルカメラで参加者を撮影し、人数把握のほか子どもの服装などを記録する。また、園外保育中は子どもにカラー帽を着用させ、子どもの安全に配慮する。

## ④ ヒヤリ・ハット

1940年頃、アメリカの損害保険会社の調査部長だったハインリッヒ氏が労働災害の聞き取り調査した結果、つぎのようなことを提唱した。1件の重大災害が起こる前に軽微な災害が29件起こっていて、その前に、もう少しで災害が起きそうになって「ヒヤリとした」、「ハットした」という出来事が300件起きている。だから、「ヒヤリ」、「ハット」の段階で適正な対策を施せば大きな災害は起きない。



これは「ハインリッヒの法則」と呼ばれる考え方で、大きな災害の裏には、軽傷の事故が多くあり、その事故の裏には、ヒヤリ・ハットした出来事がさらに多くあるという特徴を意味している。また、ハインリッヒの法則に基づくヒヤリ・ハットに適切に対処しておくことによって重大災害を防ぐことができる。

従来保育所では、子どもの怪我が発生し、医療機関を受診した場合、事故報告書（医療機関受診用）により保育課に報告を行い、課では事故が起きた要因を分析し、各保育所に水平展開している。事故報告書（医療機関受診用）で報告されない医療機関未受診のけがやヒヤリ・ハットについても、他の保育所でも起こりえることから、課に提出し、各保育所に水平展開していくことが重要である。

今後も、各保育所におけるヒヤリ・ハットを集め、その傾向と対策を検討し、適切に対処していくため、ヒヤリ・ハット一覧表を作成していく。

※事故報告書（医療機関未受診用）兼ヒヤリ・ハット報告様式、ヒヤリ・ハット一覧表は危機対応要領資料編を参照。

保育所においては、毎年4月に保育所のヒヤリ・ハットマップを全職員で見直し、職員に危険箇所を周知して、改善をはかる。また、朝礼や職員会議を通して、危険箇所に関する最新の情報を話し合い、全職員が情報を共有する。

## ⑤ 児童虐待・DV対応

### (ア) 児童虐待などへの対応について

保育所保育指針第12章第7項(1)では、虐待の疑いのある子どもの早期発見と子どもやその家族に対する適切な対応は、子どもの生命の危険、心身の障害の発生の防止につながる重要な保育活動と規定されている。

保育所は「通常保育」をはじめとして、「一時保育」、「地域子育て支援」、「園庭開放」などの事業を実施しているため、親子の様子が日常的に把握しやすい施設であることから、虐待の発生予防をはじめ、虐待の早期発見・支援と見守りなど虐待のいずれかの段階においても、きわめて重要な役割を担っている。さらに、平成16年4月に「児童虐待の防止等に関する法律」が改正され、「学校、児童福祉施設、病院、その他児童の福祉に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他児童福祉に職務関係のある者は、児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待の早期発見に努めなければならない」と規定されていることから、保育所関係職員は、児童虐待を発見したり、その疑いをもった時は、保護者への遠慮や守秘義務にためらうことなく、子どもの生命を守り、その人権を救済するため、保育課

または子ども・若者相談センターに通告・相談を行う。

保育所では児童虐待を早期に発見し、関係機関と協力し初期対応することが大切である。子どもが虐待を受けているか否かを保育所で見極めることが非常に困難であることから、リスクアセスメント指標を活用し、主観等に頼らず客観的かつ適切に虐待かどうかの判断を行い、通告・相談の必要性などの判断を実施している。保育所で子どもの行動観察から虐待が疑われる場合には、保育課、子ども・若者相談センター、児童相談所、民生委員・児童委員など関係機関との連携を図りながら、子どもの保護とともに、家族の養育態度の改善を図ることに努める。

#### (イ) DV（ドメスティック・バイオレンス）の対応

夫婦、内縁、同棲、婚約、恋人など、親密な間柄で行われる暴力行為をドメスティック・バイオレンス（DV）といい、男性に対する暴力も含むが、多くの場合、女性が被害者となっている。命や身体に危害を及ぼす犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であるにも関わらず、家庭での暴力であるため外部から発見されにくく、対応も十分に講じられてこなかったことから、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が制定された。

加害者が行う暴力には、身体的な暴力、精神的暴力、性的暴力、経済的暴力の他に子どもを取り上げる、子どもへの加害をほのめかすなどの子どもを利用した暴力がある。

保育所では、家庭の事情に入る込むことは難しいが、配偶者が行う暴力を目の当たりにした子どもは心が深く傷つき、情緒不安定、多動など深刻な影響を受けることから、保育者は日頃より子どもの心理的な変化に配慮することが大切である。また、加害者が執拗に被害者の居場所を捜すため、保育所に問い合わせる場合などもあるので、関係機関との連携を図りながら、保育所全体で子どもの安全の確保に努めていく。

保護者が子どもの目の前で配偶者に暴力を振るうことは心理的虐待にあたりと明記された。（児童虐待防止法第2条の4）このことから保育所での対応は児童虐待と同じとする。

※人権男女共同参画課 048(778)5111

#### ⑥ 乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防について

それまで元気であった子どもが何の前ぶれもなく睡眠中に死亡する乳幼児突然死症候群がある。この予防には、「喫煙」「人工栄養」「うつぶせ寝」の3点が指摘されており、その危険要因をできるだけ少なくすることが重要であり、特に、寝返りのできない乳児を寝かせる場合には仰向けに寝かせ、毛布などで口や鼻がふさがれないようにする。また、睡眠中の子どもの顔色、呼吸の状態をきめ細かく観察するよう心がける。

乳児の保育を行う場合は、以下のことについて気をつける。

- ・保育所では、常に子どもの様子を確認できる明るさの中で目を離さず、睡眠時は、0歳児クラスは5分毎に児童確認表に矢印で顔の向きを記録している。1歳児クラスは10分毎、2歳児クラスは20分毎に確認し、必要に応じて矢印で顔の向きを記録している。3・4・5歳児クラスは30分毎に確認している。
- ・保護者に対して、SIDSに関する情報の提供をする。

## ⑦ 安全教育

乳幼児は一人歩きが未熟であるため、ちょっとしたことで転倒し、打撲、切り傷などが多い。保育者はこのように成長の段階で一人ひとりの発達の状況に応じた環境の整備、気配りなどで事故は防げるが、子どもの成長に伴って子ども自身が安全や危険を認識し、対応することも大切である。

保育所では、子どもの発達に応じて、子ども自らが気づき危険を避け、危険に近づかない判断力、行動を育てることも重要である。また、自分の身の安全を守るほか、仲間の危険にも気づいたり、危険な状態にならないように考えたり、子どもから大人に危険を知らせることも徐々に育つような安全教育を行うことが求められている。子どもへの安全教育は、日常生活の中で保育者が少しずつ教えていくことが大切である。

子どもの安全に関する習慣や行動は、家庭での保護者によるしつけ、朝食の欠食、睡眠不足なども事故に結びつく場合もあることから、家庭でも子どもの基本的な生活習慣に心がけてもらうために、保育所は保護者に子どもの事故、安全に関する情報を積極的に提供し、啓発活動を行うことも重要な役割である。もちろん、保育所における事故防止は、保育所が全力で対応しなければならないことであるが、日頃より保育所の施設、遊具などの設備の安全管理・安全点検をはじめ、子どもに遊具の使い方の指導、更に防犯教育・交通安全指導をしていることなどを保護者に伝えていくことが大切である。

子どもへの安全教育においては、埼玉県警察本部による防犯教室や上尾警察による交通安全教室、地震・火災時の避難訓練、保育所への不審者侵入、園舎内外での子どもの行方不明対応訓練など具体的な事例を想定した各種訓練を通して伝えていく。

## (4) 人権保育

平成 12 年 12 月 6 日に、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定公布され学校、地域、家庭、職域その他の様々の場を通じて、国民が発達段階に応じて人権尊重の理念に対する理解を深め、体得することができるよう人権啓発を推進することが定められた。

このようなことから、上尾市では保育においても、これまでの「同和保育」の考え方と成果を引き継ぎ平成 14 年から「人権保育」とし、「上尾市人権保育基本方針」に基づき、市立保育所においてすべての子どもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重し合えるような人間として、また、異なった文化を持った人たちと共生できるような資質を養うことを目的として保育を行っている。また、人権保育基本方針や保育目標などを掲載したリーフレットを作成し、保護者等に配布することで、子どもの権利が尊重されるよう周知を図っている。また、平成 20 年度より人権にかかわることについては、保育所副所長が担当することとなった。\*令和 2 年度より保育主査が担当。

子どもたちのいじめや犯罪行為、大人による児童虐待、女性に対する暴力などが社会問題化している。その要因の多くが乳幼児期に形成されるとの指摘もあり、従来にも増して人の生命や人権を大切にする教育が必要とされている。その教育は、乳幼児期にこそ重要である。人権保育を実施するにあたり、家庭、地域での乳幼児の成長・発達等の実態を把握し、保育環境の充実に努め、基本的な生活習慣や態度を養い、集団の中で豊かな情緒や社会的な見方考え方の基礎をつくり、集団の成員としての自覚を促し、仲間への連帯感を培うなど人権保

育の役割の重要性に鑑み、

- ①保育所の施設等の整備改善
  - ②人権保育の目的達成のための実情に即した職員の適正配置
  - ③人権保育の向上を目指し、職員の共通認識を養い、また、推進保育士の実践力を身につけるため計画的に研修を実施し、資質の向上を図る。
  - ④家庭、地域、学校、行政機関等の連携を密にするため、地域懇談会の開催や人権保育推進検討委員会を設置し、人権保育の充実に努めている。
  - ⑤上尾市立保育所の保育目標のもとに保育内容の充実に努める
- 以上の5項目の方策を定め人権保育の推進を図っている。

※「上尾市人権保育基本方針」参照

## (5) 保育士の役割

平成13年11月に児童福祉法の改正に伴い、保育士は名称独占資格として同法に規定される資格となった。これまでの保育士の業務は、家庭や地域社会で養育できない子どもを施設（保育所を含む）で育てることであったが、少子化の進展、児童虐待の増加、子どもに関する事件の増加など社会状況が変化し、子育てについての専門職である保育士の役割が広がってきたことに対応するために法定化された。

この法定化に伴い保育士の権利として、保育士の登録をした人しか保育士として名乗ってはならないという名称独占（同法第18条の23）がある。名称独占とは、サービスの利用者を守る観点から、ある一定の技能を有する者を国家が証明し、その証明を受けた者のみに特定の名称の使用を認めることである。

これには保育士の義務として信用失墜行為の禁止（同法第18条の21）と守秘義務（同法第18条の22）との2点が定められている。

また、保育士としての役割として、子どもの育ちの援助である「保育」業務と、もう一つが保護者の子育てに対する援助である「保育指導」の2点が定められている。

上記のうち「保育指導」業務は保育士が、保育に関する専門的知識、技術を背景としながら、保護者が求めている子育ての問題や課題に対してのあり方に関する相談・助言・指導などの援助とされており、これらをより効果的に行うためには、子どもとその家族を福祉的に理解し、家族を支援するための知識・技術を学ぶことも必要である。

子どもを取り巻く環境の変化に対応して、保育所には地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割も必要となってきている。保育所では毎日登所してくる子どもだけでなく、地域子育て支援として乳幼児の保育、育児に関する相談・助言を行うことも保育士としての業務のひとつである。利用者が安心して相談できるような環境を整え、様々な機会を作ることが求められる。相談や助言にあたっては、十分に相手の話に傾聴し、受容して、相互関係を築くことが必要である。

※「全国保育士会倫理綱領」参照

## 8 特に配慮を要する保育について

### (1) 乳児保育のための配慮

子どもの心身の機能の未熟性を理解し、家庭との連携を密にしながら、保健・安全そして、離乳食についても十分配慮し、個人差に応じて欲求を満たし、次第に睡眠と覚醒のリズムを整え、健康な生活リズムを作っていく。また、特定の保育士の継続的な愛情深い関わりが、基本的な信頼関係の形成に重要であることを認識して、子どもの様々な欲求を適切に満たし、子どもとの信頼関係を十分築いていくことが大切である。保育者の担当制を取り入れるなど職員が協力し保育する。保育者は乳幼児には声を小さく、やさしくゆったりと受容してあげることが大切である。

### (2) 特別な支援を要する児童への保育

保育所保育指針第1章総則3保育の計画及び評価の中で、障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して、共に成長できるよう、指導計画の中に位置付けること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ることとされている。

発達障害者支援法では、発達障害(自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などの脳機能の障害で、通常低年齢で発現する障害)があるときは適正な発達と社会生活ができるように、できるだけ早く発達支援を行うことが特に重要であるとしている。保育の展開に当たっては、その子どもの発達の状況や日々の状態によっては指導計画にとらわれず、柔軟に保育することや職員の連携体制の中で個別の関わりが十分とれるようにすること。また、家庭との連携を密にし、親の思いを受け止め、必要に応じて専門機関からの助言を受けるなど適切に対応することとされている。

本市では専門家による巡回相談を行い、障害のある子どもと他の子どもとの関わりに対する配慮、保護者への対応、障害の特性に合わせた保育所での生活や指導計画に活かしている。障害児保育について保育所全体で職員会議やケース会議を行う。

### (3) 延長保育

保護者の就労形態の多様化、通勤時間に合わせて、保護者が安心して子育てができるよう対応している。子どもの長時間にわたる保育については、子どもの年齢、生活のリズムや心身の状態に合わせて、職員の協力体制、家庭との連携、保育の内容や方法にも十分配慮して行うようにする。

家庭的な雰囲気が感じられるような環境で、子どもが負担なく落ち着いて過ごせるように心がける。一人ひとりの子どもとゆっくり関わり、異年齢の子ども同士で遊べるような配慮をする。

#### (4) 一時保育

保育所における一時保育は、子育て支援の一環として行うものであり、その意義および必要性については保育所全体の共通理解を得て、積極的に取り組むように努める。

一時保育における子どもの集団構成は、通常保育の集団構成と異なることから、一人ひとりの子どもの日々の心身の状態、保育場面への適用状況など十分配慮して保育するとともに、通常保育との必要な関連性を配慮しつつ柔軟な保育を行うよう努める。

実施保育所：上尾西保育所、かわらぶき保育所

※「一時保育のしおり」参照

### 9 保護者への子育て支援、保護者との連携について

保育所における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を図り、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図るところにある。

また、保護者が自信を持って子育てできるよう、入所している子どもの保護者に対し、その意向を受止め、子どもと保護者の安定した関係に配慮し、家庭連絡や保護者同士の関係づくりを課題として受け止め、保護者に対して相談援助の姿勢をとることが必要である。

相談援助を行うにあたっては、第一に、その前提として保育者と保護者との信頼関係が結ばれていることが不可欠である。第二に、相談援助技術の基本を理解すること。第三に、保育所独自の専門性を活かした支援を行っていくことが重要である。

#### (1) 家庭とのパートナーシップによる保育

地域コミュニティの衰退や、核家族化に伴い、保護者が、子育てに関わる「直接体験」をしていなかったり、「家族や地域の中での子育て」に触れる機会がなかった保護者が増えている。その一方で、子育てに関わる様々な情報があふれ、子育て観も多様化し、子育てに対する自信が持てず、不安や孤立感を抱いたりする保護者も少なくない。

こうした保護者に必要なことは、日々の子どもの育ちを通して、共に喜び、共に考えることのできるパートナーの存在である。

保育所では、子どもを通して保護者と保育者とが共に子育てをしているだけでなく、保護者同士の関係も子育てに大切なものであることを実感できるよう、保護者のよきパートナーとして努力することが、保育者の役割でもある。

##### ① パートナーシップの基盤は、保護者と保育者の信頼関係の形成

パートナーシップとは、「対等である」という意味である。ともすると、「支援する人」「支援される人」という関係になりやすいが、保育者は保護者の思いをよく聞き、一緒に考えるという姿勢が求められる。

保育所での子どもの様子を具体的に伝え、保護者と子どもの成長を喜び、共有することが大切である。

保護者が保育者に対し、「預ける人」「預かる人」という立場を超え、一緒に子育てできる人だと実感できることが、真のパートナーシップと言える。



日々の子どもの生活を通して保護者が一緒に子育てしているという実感が持てているかどうかを敏感に感じ取り、積極的に働きかけることが必要である。

## ② 保護者への相談援助技術の基本

保護者とのパートナーシップによる保育を実践していくためには、下記のことを踏まえ、保護者からの相談・悩みなどを受け止めることが大切である。

### (ア) 保護者の思いを汲み取る

言葉の裏にある思い、言葉にはならない思いも含め、あるがままの姿に寄り添うこと、聞き取ろうとする姿勢が大切である。

### (イ) 具体的なエピソードを通じて共に考える

子どもの姿を通して、子どもにとってどうすることがよいか、そのためには、保育者は、保護者は何ができるか、一つひとつ具体的にやりとりを重ねる中で、意見の相違を認め合い、共に問題解決に取り組む姿勢が必要である。

### (ウ) 情報提供・援助

保育者の立場で、子どもの発達や生活について語り、保護者自身が見通しを持って子育てできるよう援助することが重要である。

### (エ) 秘密保持

相談により知りえた事柄について秘密を守る。

### (オ) 保育者が一人で抱え込まない

職員会議、ケース会議などを通じて、他の職員の意見や考えを聞き、ともに問題解決を図ることが必要である。

保育所は、保護者同士の交流を支援し、保護者同士が支えあえるような環境作りを図っていく。場合によっては、他機関との連携も必要となるので、活用できる社会資源についても学んでおくといい。

## (2) 保護者との情報交換

保育者は、送迎時や連絡帳でのやりとり、個人面談やクラス懇談会などの機会をとおし、保育所や家庭での子どもの様子や状況を、お互いに伝え合うことを大切にしたいと考えている。

日中の子どもの様子や状況を伝えたり、お互いの思いを確認しあったりすることを大切にしたいが、延長保育を利用している保護者も多いため、直接会って話しをする時間がとりにくいのが現状である。そのため、保育所では連絡帳を用いて、コミュニケーションを図ったり、園だより、クラスだよりを発行したりしている。

連絡帳は、子どもの健康上のこと、送迎時間や送迎者の変更、休みの予定など相手に伝えておきたい事などを連絡しあう大切なものである。また、保護者が面と向かっては言いにくいこと、立ち止まって話すほどではないが、気に掛かっていることなどを、ゆっくりと自分の言葉で伝えることができるものでもある。

保育者は、保護者の思いを受け止め、その思いに応えるように努力しなければならない。日中の保育の状況によってはすぐに返事が書けない場合もあるが、必ず返事を書くようにし、緊急を要する場合は、保護者に電話連絡を入れるなども必要である。

0歳児クラスについては、一日の生活の流れが、健康状態に大きく関わるため、食事（授乳）、睡眠、排泄、機嫌などを時間の流れに沿って記入できる「0歳児用の健康ノート」を、1～5歳児クラスはそれぞれ、1・2歳児用の健康ノート、3～5歳児用の健康ノートを個別に使用している。

連絡帳は、日中の子どもの様子が分かるような記述を心がけるとともに、保護者が気軽に書き込めるように配慮することが大切である。

### **（３）保育参加、懇談会**

保護者は、わが子がどんな子たちと日々生活をしているか、その子の親はどんな親なのかということをととても気に掛けている。子ども同士が成長する中では避けては通れない「引っかき」や「かみつき」などのトラブルも、相手の子どもやその親を知ることによって解決する場合もある。保育参加、懇談会は、保育者と保護者が子どもの発達や子育てについて話し合う機会としてだけでなく、保護者同士が互いに子育てについて話し合い、話題を共有できる場としても重要である。

保育参加は、保護者が保育と一緒に参加することで、自分の子を含め他の子どもたちとも直接ふれあうことができる。子どもの反応を直接実感でき、個々の発達や子どもの特性を感じることで、集団の中の子どもの育ちや関わりが見えるよい機会でもある。

クラス懇談会は、クラスの取り組みの様子や子どもたちの生活、保育所での出来事、家庭での子育ての様子などを話しあい、子どもたちの育ちを共有し確認する場である。また、他の保護者の話を聞き、お互いに子育てについて話しあうことで、保護者同士の関係が深められる機会ともなる。

個別懇談会は、より深く個別に話し合いができ、保育者と保護者の信頼関係の構築につながる。

### **（４）園だより・クラスだより・給食だより・保健だより**

園だより・クラスだより・給食だより・保健だよりは、保育所からの連絡、必要事項の伝達のほか、子どもの様子、保育所（クラス）での取り組みなどを保護者に伝えることができる有効な情報手段である。内容には、園（クラス）としての課題なども提示し、保護者と共に考える姿勢を常に持つことが大切である。

大きな問題となるような事柄（事故や伝染性の疾患など）が発生した場合は、迅速かつ正確に、保護者に伝え、場合によっては、保護者を招集し、直接説明する場を設けることも必要である。

### **（５）行事**

行事には、保育所で取り組むもの、保護者と協力して取り組むものがある。

「子どものための行事」としての目的や内容に沿って、保護者の持っている多様な経験を生かした協力を得ながら、準備や運営に参加してもらうことで、人と人がふれあうことができる楽しい行事となるようにすることが大切である。また、同じ時間を共有し楽しむことで、子ども、保護者、保育者の人間関係を深めることができる。

## (6) 相談業務・子育て支援活動

保育所は、子育て中の保護者にとっては、子どもを預けるだけでなく、子育てについて分からないことや聞きたいことが聞ける場所である。(1)で述べたとおり、子育ては親や周囲の人たちから自然に伝えられてきたものであるが、今は小さい子どもに接する機会がないまま親になることが多く、最初の子育ては、ささいなことでも不安を感じ悩んだりする。まわりに話せる人がいない人ほど不安が強くなる。

平成16年に実施した「次世代育成支援に関するニーズ調査」によると、就学前の子どもをもつ保護者のうち、子育てに不安や負担を感じるという人が全体の54.8%となっている。保育所に子どもを預けている保護者の中にも、集団の中で我が子がやっていけるのかなどでも悩みが出てくる。保護者にとって保育所は、毎日通っている子どものことを理解してもらえる身近な場所であり、気軽に相談できるところでもある。日々迷うことを保育者に聞くだけでなく、保護者同士で解決できることもある。保育者がいつも忙しそうであれば、保護者は声をかけにくい。「この先生はどのくらい話を聞いてくれるのだろうか」、「わかってもらえるだろうか」、「こんなこと聞いたらどう思われるのだろうか」など気になって言い出せないこともある。保育者のちょっとした一言や、やりとりから聞いてくれそうな先生か、どの先生なら話しても大丈夫だろうかなどを思案している。保育者は保護者の話を十分聴き、受け止め、子どもの育ちなどを共感し合うことで、保護者は保育者に対して信頼感を持つようになる。

保育所での日常的な相談は、排泄の自立、食事など生活習慣に関すること、しつけや体のこと、友だちとの関わりなど行動に関することが多い。保育所では意見箱を設置し、保護者との日々の会話や連絡帳と合わせて、保護者が気軽に相談できる機会を設けている。保育者は、そうした保護者からの意見や相談を踏まえ、保護者の不安や心配事を一緒に考えていく姿勢を示すことが重要であり、保護者が安心して子育てができるように支援していくことが大切である。

## (7) 保護者会

保護者会は、保護者が組織し運営する自主的な組織である。保護者会は、保育所へ通う子どもたちの、最善の利益を求め、その保護者同士がつながり支えあって様々な活動に取り組んでいる。

保護者は、保護者会の活動を通じ、保育所を知り、より深く関わるようになる。保護者同士がつながることで、子育ての仲間づくりが広がっていく。

保育所では、保護者と保育者のパートナーシップを大切にしていることから、保護者会から様々な提案、協力を得るとともに保護者会で取り組む活動を支援する。また、保護者と職員で共同研修を実施している。

## (8) 保護者満足度調査

親子遠足、夏祭り、運動会といった大きな行事について実施後にアンケート調査を行い、次年度に引き継いでいく。

また、保護者満足度調査を実施し、上尾市の保育に対する満足度を調査することで、今後の保育行政に反映させていく。

## 10 地域への子育て支援について

### (1) 地域子育て相談

保育所は地域に開かれた児童福祉施設として、日常の保育を通じて蓄積してきた子育てに関する知識・経験や技術などを活用し、子育て中の保護者の子育てへの悩み・負担・不安への相談・助言を行っている。児童福祉法第48条の3によると、保育所は日常保育に支障がない限り、地域の住民に対してその保育に関する情報の提供を行うとともに、乳幼児の保育に対して相談・助言を行うこととされている。

子育て相談は、核家族化等の家庭や地域の変化と共に育児不安が広がるなかで、これらを解消するために行うものである。地域に最も密着した保育所だからできる子育て支援の一つである。

市立保育所において、平成10年10月から基本的な生活習慣・発達・発育などについて保育者が相談を受ける「保育所電話育児相談」を実施している。相談された内容については、全文を記録として残し、保育課に報告するとともに、保育所内で相談内容を検討し、必要に応じ他機関との連携を行っている。

相談にあたっては次の点に留意して行っている。

- ① 日頃から安心して悩みを打ち明けられるような環境づくりや親身な対応に努める。
- ② 一人ひとりのニーズに沿って共に考え、相談者の考えを尊重する。
- ③ デリケートな悩みや不安・不満など相談者の話しを傾聴し、共感しながら十分にその思いを受け止め、相談者が安心できるようにする。
- ④ 今後の相談に適切に対応するため、過去の相談内容や助言等の記録を職員が共有し対応できるよう努める。
- ⑤ 子育て相談は、相談者とのコミュニケーションを図るよう努める。  
的確なアドバイスを行い、あいまいな回答を避け相談者自身が解決できるように導く。  
乳幼児の健康相談、障害に係る相談、育児放棄の相談などでは、必要に応じて他機関との情報交換を行い、連携を図りながら対応する。
- ⑥ プライバシーの保護、内容の秘密保持には特に留意する。

また、保育所5か所に非常勤嘱託相談員を配置し、保護者の相談を受けている。

### (2) 園庭開放

子育て中の親子やグループに、地域のなかで安心して遊ばせることができる広場として保育所の園庭を開放し、保育所の子どもたちとの交流をとおして保育所の保育を理解していただくとともに、利用者の子育て支援を行う機会としている。

公立保育所では、市立子育て支援センターの交流保育事業や、保育所独自での受け入れ等により、地域の幼児と保育所の園児が交流できるよう保育者が仲立ちし、保育所での保育を

経験したり、遊びの様子や工夫を見てもらうことで、保育や子育てに関するいろいろな情報を地域の方に提供している。

園庭を開放するにあたっては、「同年齢の保育所の子どもたちと遊べるよう機会をつくる」「利用者が安心して、かつ安全に利用できる」「利用者が来所しやすい環境づくり」などに配慮している。

## 11 地域交流について

### (1) 地域行事への参加、散歩・遠足・見学をとおしての交流

保育は家庭や地域社会と連携して展開されることが望ましい。地域の自然や行事、人材や公共施設などを積極的に活用し、子どもが豊かな生活体験ができるように工夫する。また、地域住民や地域の社会福祉施設などとのふれあいを大切にし、園外保育においては地域の方々への挨拶や声掛けに配慮する。

### (2) 地域の人への配慮

保育所は、日頃から地域の医療・保健関係機関、福祉関係機関などと十分な連携をとるよう努める。また、保育者は、保護者に対して子どもを対象とした地域の保健活動に積極的に参加することを指導するとともに、地域の保健福祉に関する情報の把握に努める。

地域の人たちに、保育所行事への参加を積極的に呼びかけるなどにより、保育所を理解してもらうよう努める。また、保育所行事や避難訓練などを実施する際は、お知らせやお願いの文書を配布し事前に理解を求めるよう配慮する。

また、地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じたり助言するなどの社会的役割を果たすよう努める。

### (3) 実習生・ボランティアの受け入れ

将来保育士を目指す実習生を受け入れるにあたり、受け入れ先の保育所職員は実習目的を理解し、保育現場での実践を通して丁寧に指導するよう心がけることが大切である。受け入れ対象は、中学生、高校生、看護学生、短大生、大学生など幅広く受け入れている。

ボランティアの受け入れについては、保育所を理解してもらう良い機会としてとらえ、保育所職員と一緒に仕事をするすることで、地域の方々にとって保育所が身近な存在となるよう、保育に関する注意事項などを優しく教え、保育士が仲立ちして容易に子どもと接することができるよう配慮することが重要である。受け入れ対象は中学生以上とし、社会福祉協議会を通しての募集、または学校からの申請があった場合は受け入れている。

これらの人たちを受け入れることにより、保育者自身も保育について改めて見つめ直す機会ととらえ、また、子どもたちにとってもいろいろな人と接する機会が増えることでプラスになると考えられる。

#### (4) 小学校との連携

小学校との関係については、子どもの連続的な発達などを考慮して、互いに理解を深めるようにするとともに、子どもが入学に向かって期待感を持ち、自信と積極性を持って生活できるように指導計画の作成に当たってもこの点に配慮するとされている。(幼児教育振興プログラム 平成13年3月文部科学省)

保育所では、5歳児担任保育士は小学校が主催の幼稚園との合同研修に参加し、地域にある小学校、幼稚園との連携を深めている。保育所と地域にある幼稚園、小学校の教育機関がともに教育や保育を考えていくことは、一人ひとりの子どもの豊かな育ちを考えていく上で重要である。

保育所保育指針を踏まえ、平成21年度より、すべての保育所入所児童について、保育所から就学先となる小学校へ、子どもの育ちを支える資料を「保育所児童保育要録」として送付している。保育所での子どもの育ちをそれ以降の生活や学びへとつなげていくことは、保育所の重要な役割である。「保育所児童保育要録」については、「保育所児童保育要録の取扱要領」を参照)

本市では平成18年4月より保育所に非常勤嘱託相談員を設置し、11月にはすべての保育所において5歳児の保護者を対象に、小学校入学に向けた心構えの講話が実施された。その後は毎年度、「就学に向けた講話会」として実施している。

また、小学校と保育所間において施設見学や運動会などの行事の招待などを通じての交流を積極的に行い、連携を深めている。

さらに平成25年度からは、教育委員会と連携し、上尾市接続期プログラムとして、アプローチプログラムを作成し、円滑な小学校への接続を目指している。

#### (5) 交流保育

核家族化が進む今日、世代間交流に留意し、小学校、中学校、高校や地域の方々との交流に加え、子どもたちの敬老の精神を培うため、老人福祉施設などとの交流を積極的に行い、高齢者と触れ合う機会を設ける。また、子育て支援センターを通して、地域の親子との交流を行い、保育所を理解してもらうよう努める。

#### (6) 公開保育

平成19年度より、期間を設け各保育所で公開保育を行っている。

公開保育実施の目的は以下のとおりである。

- ① 地域住民に保育所を知ってもらい、保育所を身近に感じてもらうこと。

(地域に開かれた保育所)

- ② 保育所と幼稚園との交流を図ること。(幼保連携)

- ③ 小学校との連携を図り、保育所から小学校への移行が滑らかに出来るよう、相互理解のための機会とすること。(幼保小連携)

- ④ 参加者からの意見を踏まえ、日々の保育を見直す機会とすること。

また、公開保育期間以外でも、希望者を対象に、随時保育所見学を実施している。

## 12 意見・要望・苦情の取り組みについて

上尾市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例に基づき、「特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する支給認定子ども又は支給認定保護者その他の該当支給認定子ども家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない」とされている。

本市では保育所利用者からの意見・要望等を総じて苦情とし、「上尾市立保育所利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」に基づいて対応している。実施要領の設置により、保育所利用者と保育所とが対等な立場に立ち、苦情受付担当者、苦情解決責任者、苦情解決第三者委員を決め、書式の整理、手続き方法を明確にしている。

苦情解決の取り組みとしては、保育サービスの向上と、利用者の満足度を高めることを目的としている。意見、要望、苦情から得られる情報は、施設の改善や保育の質を向上させるよい機会でもある。

各保育所において苦情が寄せられた場合、原則として苦情解決責任者である保育所長が相談者との話し合いによる解決に努め、職員会議などを通じて職員に内容を周知し、改善を図る。必要に応じて、保育課長、苦情解決第三者委員へ助言を求めることができる。また、保護者に苦情解決の仕組みを周知する必要があり、「相談解決手順」、「苦情受付担当者、苦情解決責任者、苦情解決第三者委員の氏名」を掲示している。さらに園だより等で「相談解決手順」及び意見・要望の多い事項などを周知したり、利用者から意見を気軽に受ける「意見箱」を設置している。

子どもの個々の状況については、日々保護者と連絡帳などでやり取りし、保護者が納得できない点については、保護者との話し合いを通じて解決するよう努める。

※「上尾市立保育所利用者の意見・要望等の相談解決実施要領」を参照

## 13 職員の職務、情報交換、研修について

### (1) 勤務の心得

保育所は、乳幼児が生涯にわたる人間形成の基礎を培う極めて重要な時期に、その生活時間の大半をそこで過ごしている。

保育所における保育の基本は、家庭や地域社会と連携を図り、子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、自己を十分に発揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図る。また、地域において最も身近な児童施設であり、子育ての知識、経験、技術を提供し、地域子育て支援の役割も担っている。

保育所職員は、日々子どもの生活に深く関わっており、子どもたちに与える影響は多大なものである。保育所職員としての倫理観（人間観・子ども観・人間性・道徳観）を持ち、保育士、看護師、給食調理員、用務員がそれぞれ仕事の基本は何かを常に念頭に置き、子どもたちの成長・発達を考え日々の仕事に臨むことが責務である。

勤務の心得として

- ① 保育に欠ける乳幼児を預かることを念頭におき、家庭に代わり、日々、愛情を持って保育し、保護者との子育て観を共有する。

- ② 常に健康管理に気をつけ、明朗快活な態度で子どもに接し、子どもの気持ちを尊重する。
- ③ 保育環境の保全に留意する。
- ④ 秘密厳守、秘密保持、守秘義務には、職務上格段の配慮をする。
- ⑤ 組織の一員としての認識を有し、市に勤務する公務員であることの自覚を持つ。
- ⑥ 職員一人ひとりが保育所危機対応要領および保育実施要領の習熟に努める。

※「全国保育士会倫理綱領」を参照

## (2) 職員集団のあり方

保育所に勤務している職員が職務に責任を持ち、適切な役割分担をし、保育所長、主任保育士が連携して協力体制を整え、入所している子どもの最善の利益を考慮した保育を行う。

保育所での保育は、保育所長が責任者となり、保育所長の保育方針のもと、保育リーダーを中心に、保育所職員全体が一つとなって取り組む体制が必要である。子どもを保育していくにあたり、自分のクラスの子どものみを観察するのではなく、保育所全体で子どもをみていく姿勢が必要である。すなわち一人の保育者はすべての子どもを保育し、一人の子どもはすべての保育者から保育される。

より良い保育集団を作っていくためには、職員一人ひとりが自ら考え、お互いの考えを率直に提案できる関係を築き、職員間で話し合った事項を共有していくことが大切である。

延長保育の引き継ぎ事項および確認事項については、「引き継ぎノート」を利用して遺漏のないよう実施する。

## (3) 職員会議、ケース会議、朝礼

一人ひとりの子どもの発達状況、保育課題について話し合うための職員会議を開催している。また、ケース会議においては、常に「保育目標の設定、ねらい、内容・環境構成・援助が適切であったか」、「一人ひとりの子どもの育ちを的確に理解しているのか」、「保護者の対応」、「専門機関との連携」などについて、資料に基づき報告・検討している。処遇面での配慮を要する子どもが増えている現状を考えると、必要に応じてケース会議を開催し、すべての保育者が情報を共有し、問題意識をもって保育にあたることが大切である。定期的な職員会議を有効に使い、個別の子どものケースについて話が発展することがあれば、それをケース会議としている。しかしながら、職員会議が行事などの打ち合わせや報告などで終わらないようにするためには、以下のことに配慮する。

### ① 職員会議を有効に実施するためのポイント

- ・会議に出席するためには職員自身が自ら考え、問題意識を持ち参加する。
- ・会議の議題を参加者全体で把握し、意見を述べる。
- ・保育所長、主任保育士は、例えば長期に休んでいる子どもがいないかなどの保育所内での共通する事項について、検討課題を予めまとめておく。
- ・保護者などからの意見、要望、苦情について、会議を通じて職員に内容を周知し、改善を図る。



## ② ケース会議を有効に実施するためのポイント

- ・障害のある子どもなど、配慮を必要とする子どもの日々の状況について話し合うことで保育に生かす。
- ・子どもを理解し積極的に愛情をもって関わり、保護者とは違った視点で見ることも大切である。
- ・ケース会議の内容によっては、関係機関につなげる必要もある。
- ・保護者の悩みや不安などを支えていく保育体制を整え、子どもの発達を援助していく。
- ・子どもの発達に合った関わりを確認し、職員全体で共有していく。

## ③ 朝礼を有効に実施するためのポイント

- ・保育所の日々の状況について共有し、保護者にも伝えていく。
- ・すべての職員が集まり、コミュニケーションをとると同時に、保育情報を共有することで意識を高めていく。

## (4) 職員研修（園内・園外）

保育ニーズの多様化や子育て支援など、保育所に関する役割が多くなり、保育者には保育技術と、資質の向上及び相談支援のための知識・技術の習得が必要となる。個々に合わせた研修計画を作成し、日頃から常に自己研鑽に努めている。自分の行っている保育、保育所が行っている保育を自己評価する必要がある。

※「上尾市立保育所職員研修計画」を参照

## 14 保育評価

### (1) 保育所の自己評価

保育の計画を踏まえて保育が適切に進められているかどうかを把握し、次の保育の資料とするため、保育の経過や結果を記録し、自己の保育を評価し反省することに努めることが必要である。保育士等は自らの保育の自己点検・自己評価がもとめられている。この評価結果は、今後保育士等が自ら保育実践・保育内容の課題を見つけ、改善の方向を探り保育の質的向上をめざし発展させていくものである。上尾市立保育所では「あなたの園の自己点検」(全国保育協議会)「埼玉県第三者評価基準」「保育内容等の自己評価のための“チェックリスト”保育士篇」(日本保育協会)を参考に自己評価を行ってきたが、平成28年度より「保育所における自己評価ガイドライン」(厚生労働省)を参考にし、「上尾市立保育所自己評価表」を作成。それに基づき毎年振り返りを実施し、次年度の保育に繋げている。

### (2) 第三者評価

第三者評価として専門的・客観的な立場からの評価と、「第三者評価基準」に基づき、保育を提供する保育所側が自己評価に取り組むことによって、保育の質を高め、利用者が安心して子どもを預けられる場であること、また、地域社会における役割や貢献についても、広く市民に知ってもらうことを目的とする。

保育所で行っている保育の内容が子どもの最善の利益を考慮して保育されているか、所長

としてポリシーを持って保育所運営がなされているか、職員が同じ意識を持って保育にあたっているかを、「保育所の自己評価」と「職員の自己評価」により、職員間で十分話し合うことで、保育の内容を見直し、保育の質の向上を図る機会とする。

保育所では、外部機関に委託し、「第三者評価」を平成 19 年度から平成 21 年度まで実施し、平成 22 年度からは、保育専門家による「巡回指導」を実施した。平成 26 年度より再度「第三者評価」を実施している。

## 15 関係機関との連携について

平成 24 年 8 月には「子ども・子育て支援法」が制定され、この法律を含めた子ども・子育て関連三法により、幼児期の学校教育・保育の量の拡充や地域子育て支援等の充実を目指す「子ども・子育て支援新制度」が、平成 27 年 4 月より施行された。上尾市では幼児期の教育・保育や地域の子ども・子育て支援を拡充させ、子育て世代のニーズを反映させた「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、子どもを産み・育てやすい社会の実現に向けて取り組んでいる。各種計画に合わせた関係機関との連携により、子ども・子育て支援を進めていくものである。

### (1) 上尾市子ども・子育て会議

上尾市子ども・子育て会議は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し市長に意見を述べること、上尾市子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更に関し市長に意見を述べること、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議することのほか、市長の諮問に応じ、児童の福祉に関する事項を調査審議するための組織である。委員は市議会議員、保育所等の保護者、労働者を代表する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、学識経験者、関係団体を代表する者、関係行政機関の職員からなる。

### (2) 上尾市子ども支援ネットワーク

上尾市子ども支援ネットワークは、「上尾市要保護児童対策地域協議会設置要綱」に基づき、要保護児童の早期発見及びその適切な保護を図るため、平成 18 年 4 月に設置された協議会である。この協議会は、平成 14 年 8 月に設立された「上尾市児童虐待防止ネットワーク会議」を法定化したものである。

保育所は児童虐待を早期に発見し、関係機関と協力しながら初期対応することが大切であることから、保育課、子ども若者相談センターを通して、子ども支援ネットワークとの連携を図っていくことが必要である。

## 16 運営・管理について

### (1) 保育理念・基本方針を周知するための取り組みについて

保育所は児童福祉法に基づき、保育に欠ける乳幼児を保育することを目的とし、保育所に入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することにある。また、保育所保育指針には地域における子育て支援のために、乳幼児などの保育に関する相談に応じ、社会的役割を果たす等が示されていることから、保育所における保育の理念や基本方針は、保育所職員、保護者、地域社会の十分な理解や周知が必要となる。

#### ① 職員への周知

年度初めに各保育所全職員で確認しあう。

#### ② 保護者への周知

入所のしおりに記載して、きちんと説明する。

- ・ 4月に入所する子どもの保護者には、3月に行う「入所のための説明会」時に説明する。
- ・ 保育所に年度途中入所する子どもの保護者には、入所時に説明する。

保護者会、保護者懇談会などでもわかりやすく説明する。

保育所に掲示板など、保護者の目につくところに掲示し、周知する。

#### ③ 地域住民や関係者への周知

子育てガイドブックなどを活用し、保育所の基本方針・各園の特徴を知らせる。地域住民・民生委員・児童委員へも積極的に周知を図る。

### (2) 保育の質の向上や改善に向けて

所長及び全ての職員は、保育やその他の諸活動を通じて、知見と人間性を深め、保育の知識、技術及び施設管理の質を高めるよう常に自己研鑽に努める必要がある。全職員が研修の意義及び必要性を共通に理解し、研修に積極的かつ主体的に参画できるような環境づくりに心がけ、安心・安全に対する意識を高めると共に職員の質の向上を図る。また、保育所評価・自己評価を不断に行うことが必要である。

保育課には保育所長経験者1名を保育担当主幹として配置する。保育担当主幹は公立保育所全体を掌握し、保育に関する助言・指導を行う。

### (3) 研修機会の確保について

実施内容

- ・ 研修の開催案内の全職員への回覧。
- ・ 定期的な園内研修の実施。
- ・ 保育士会主催の講演会や個人での研修への参加。
- ・ 職員の研修ニーズを把握し、適切な研修の機会の確保。
- ・ 保育所内研修、派遣研修は保育所の職員体制、全体的な業務などに留意して体系的・計画的に実施。

#### (4) 保育所長、主任保育士の役割について

##### ① 保育所長

保育所長は保育所の運営管理面で保育所をまとめていく役割がある。対外的に保育所を代表して、地域社会やいろいろな関係機関と関わりをもっていく。さらに、保護者との話し合いなどあらゆる面においてすべての責任者である。

保育の本質、子どもの特質を正しく理解し、保育士への援助ができる能力を持っていること、人材の育成・運営・人事管理能力が高いことが望まれる。

また、保育所長は保育指針に示される原理原則を踏まえ、保育の理念や目標に基づき、子どもの最善の利益を根幹とする保育の質の向上を図り、その社会的使命と責任を果たすよう、組織の長としてのリーダーシップを発揮することが求められる。

##### ② 主任保育士

主任保育士は、保育所長と一体となり保育を推進していき、保育指針に基づき心身ともに健康で豊かな人間性を持った子どもに育つような環境を整えていくことが一番の職務となる。保育のリーダーとして職員をまとめ、保育所長と連携を密にし、保育内容を中心とした職務を遂行する。保育所長が不在の場合は、保育所長の業務を代行し、保育所をまとめていく。

また、保育所の社会的責任として、子どもの人権を尊重した保育の推進や、リスクマネージャーとして子どもたちの安全を守る役割を担う。

#### (5) 行事について

保育所での行事は、日本文化の伝承である季節や成長の節目の行事、保育所での子どもの成長の発表の場でもある運動会や地域交流に伴う行事等がある。日々の生活の中に変化を持たせ、子どもが楽しく参加でき、生活経験が豊かなものとなるように保育の中に計画的に行事を取り入れる。

<内容>

- ・行事は日々の保育活動の延長線上にあると同時に、保護者と共に子どもの成長を確認する場でもある。子どもの発達に合わせて行事を取り入れることは、子どもの成長を更に促すものであり、見通しを持った長期的な計画の中で実施していく。
- ・子ども一人ひとりが主体的に取り組み、十分に力が発揮できるように配慮し、終わった後に充実感が味わえるようにする。また、今まで子どもたちが取り組んできたことや、保育所での普段の姿等、行事を通して見てもらい、保護者の保育への理解を深められるようにする。
- ・地域行事への参加は、子どもたちと地域の人たちとの交流の場となり、保育所を支える地域との関わりを深めるものとなる。

#### (6) プライバシー・ポリシーの取り組み

保育所における個人情報保護の取り扱いについては、「上尾市個人情報保護条例」、「福祉関係事業者における個人情報の適正な取り扱いのためのガイドライン（厚生労働省）」に基づいて行う。

保育所では、保育を実施するにあたり、保護者の家庭状況などの個人情報を取扱っている。保育所からの配布物や掲示物には個人情報が流出しないように十分注意する。また、保育所での子どもの個人記録等の持ち出し禁止はもちろんのこと、知りえた情報を他に漏らすことのないよう徹底する。

記録の記入については、内部記録の目的だけでなく、開示を原則としているので、子どもの様子を保護者に伝えるものとして記録が適切なものかどうかを、所長、主任保育士が確認する。

## **(7) 事故や災害への対応について**

※「上尾市立保育所危機対応要領」、  
「子どもの病気とけが～応急手当て～」参照

## **(8) 保健衛生、感染症対策について**

※「上尾市立保育所保健衛生マニュアル」参照

## **(9) 食物アレルギーについて**

※「上尾市立保育所食物アレルギー対応マニュアル」参照

## **(10) 食品に関する事故対応・細菌検査保菌者対応・食中毒対応について**

### **① 食品に関する事故対応マニュアル**

異物混入やその他異常が認められた食品を発見した場合は速やかに対応する。現物やそれに伴う情報を廃棄せず業者へ原因の調査を求め、報告書の提出を受ける。原因や混入物が不明な場合は、保健所に調査及び業者への指導を依頼することもある。

### **② 細菌検査保菌者対応マニュアル**

保育所職員及び子どもは、食中毒及び感染症を早期発見し、感染を予防するため、検便を実施する。子どもに対しては、赤痢菌・サルモネラ菌の2種類を年1回(9月)実施する。職員は2種類に加え、0-157も検査する。調理員、所長、主任保育士は毎月2回実施し、その他の職員は、毎月1回実施する。また、海外渡航をした場合は、帰国後一番近い検査日に必ず細菌検査を実施する。帰国後、体調が悪いときは申し出て、医療機関を受診する。

陽性者が出たときは、子どもの場合、保育所への登所については症状の程度を踏まえ、医師の診断に従う。職員の場合、医師の診断が出るまで直接食品に接触する作業(調理)や子どもへの食事介助業務から別の作業に配置を替える。

### **③ 食中毒対応マニュアル**

下痢、嘔吐、腹痛などの症状があり、欠席者が同時に多数発生した場合は集団発生を疑う。最初は食中毒なのか感染症なのか判断しにくい場合もあるため、初期は両方を念頭において対処する。

## (11) 事務マニュアル

上尾市立保育所に以下の事務書類を置く。

	保育所	内容
運営管理	施設の概要	概要（住所、電話番号、開所年月日、建物構造敷地面積、建物面積等） 沿革、定員、入所対象児童、保育時間
	保育時間、開所休所日	保育時間、開所時間、休所日の通知
	職員配置	職員構成、クラスの職員配置
	嘱託医の配置	嘱託医名簿
	職員健康管理	人間ドック受検者名簿 定期健康診断
	服務規程関係	職員服務関係書類一式
	事務関係	事務日誌、職員会議録 職員名簿（開所より）、児童台帳
	財務関係	予算差引簿、備品台帳、納品書全般 給食関係調定票・延長保育調停票・支給台帳・領収書
	情報発信	園のしおり(全保育所共通)、保育所のしおり(各保育所)、 園便り、クラス便り、給食便り、保健便り、保育所パンフレット
	職員研修	所内研修、外部研修、 職員研修への参加を体系的、計画的実施及び復命書
	施設設備管理	給食用リフト保守点検 浄化槽、貯水槽の点検管理 新築工事竣工図、保育所平面図
保育内容	保育の記録	保育の理念、保育方針、保育目標 保育の計画（全体的な計画、保育計画、指導計画） 長期的な指導計画（年・期・月）と短期的な指導計画（週・日）の作成及びそれに基づく実践と反省・評価・改善の記録 保育日誌、成長の記録、個人記録、健康の記録 ケース会議録、健康連絡ノート

	児童の健康管理	<p>入所時の健康診断          内科検診・歯科検診の結果の記録・家庭連絡と指導          細菌検査結果の記録・家庭連絡と指導          身長・体重測定の実施          既往歴症児の把握          食物アレルギー児の把握          必要な医薬品の整備と処置方法の習得訓練          ハイリスク児への配慮          乳幼児突然死症候群（SIDS）の予防策          与薬取扱い方針の整備、誤飲事故防止策</p>
安全管理	防火・防災管理	<p>消防長への年2回点検結果報告書          防火管理者・自衛消防の組織・職員緊急連絡網の設置          消防計画（避難訓練は毎月1回）          防災の避難訓練計画及び実施結果報告          危機管理訓練（ケガや行方不明、不審者等）の想定訓練計画          及び実施結果報告          防災機器点検          災害発生時の緊急体制、避難場所の確認          セコムへの防火管理業務の委託</p>
	事故防止対策	<p>危機対応要領、          保護者、関係機関等への連絡方法          登降所にあたり送迎者の確認          施設安全点検、年齢別チェックリスト          再発防止策（ヒヤリ・ハット）</p>
福祉サービス	苦情解決	<p>苦情解決体制          責任者、受付担当者、第三者委員の設置          保護者への苦情解決手順の周知          苦情解決の記録、報告          苦情解決の公表</p>
	地域における子育て支援	<p>子育て支援センター交流、園庭開放、保育所であそぼう          地域交流事業の実施状況の記録          電話相談業務</p>
	第三者評価	<p>埼玉県の基準に基づき実施</p>

## おわりに

保育運営検討会は、上尾市保育所事故防止委員会で保育運営に関する事項を検討するための作業部会として設置された。平成18年5月9日の第1回検討会以来、14回にわたり議論を重ねてきた。会議には、検討会委員のほか上尾市保育所事故防止委員会委員がオブザーバーとして加わることで、保育専門分野の視点、保育所と保護者との連携などの視点から貴重な意見や助言が加えられた。

本検討会は当初、保育における事故防止策を構築するという視点から議論が始まった。しかし、調査委員会報告書の指摘や提言を踏まえ、保育のあり方を抜本的に見直す必要があると判断し、子どもへの配慮を第一に考えた安全・安心・快適な保育の実施方法を中心に議論した上で、保育の実施要領をまとめたものである。また、第三者の立場から保育所全体の点検・評価を受けるための基準となる事項についても検討してきた。また、事故防止行動計画進行管理表の終結事項や改正された保育所保育指針を盛り込んで二度の改訂を重ね、実施要領の充実を図ってきた。

今後も更なる検討を重ね、この要領が充実したものとなるよう適宜見直しを図っていく予定である。

上尾市の保育に関わるすべての者は、この内容を熟知し、日々の保育の中で実現し、保育の資質を高めるための自己研鑽と相互研鑽に努めていくことを期待したい。